

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第24回電気料金審査専門小委員会

日時 平成27年4月10日（金）16：30～19：10

場所 経済産業省 本館17階国際会議室

1. 開会

○山崎電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第24回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日もご多忙のところ、委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日も、関西電力からは、説明者として岩根副社長にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料でございます。

まず、資料1、2としまして、議事次第と委員名簿。資料3としまして、前回いただいた指摘事項の一覧表。資料4としまして、それに対する関西電力からの回答を配付してございます。その下に、資料5、6としまして、本日のメーンの資料になりますが、検討すべき論点に関する事務局及び関西電力の資料。資料7としまして、前回委員会の議事概要を配付させていただきます。

資料の確認は以上でございます。

なお、今回も委員の皆様のお手元にタブレットをお配りをさせていただいております。前回の反省に鑑みまして、より見やすい形でフォルダに格納させていただいております。関西電力の委員会、これで5回目になりますが、それぞれ1回目、2回目、3回目、4回目という形でフォルダをつくりまして、参照しやすいような形にさせていただいておりますので、必要に応じましてご参照いただければと思います。

また、Ustreamでライブ中継をご覧の皆様におかれましては、全資料につきまして、先ほど経済産業省のホームページに公開をさせていただいておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

それでは、以降の議事進行を安念委員長にお願いいたします。

○安念委員長

ありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

今回の委員会におきましては、第一に、まず、前回の小委員会における指摘事項への回答について、関西電力からご説明をいただきます。第二に、続いて、検討すべき論点として、これまでの委員会において議論があった事項について事務局、関西電力からご説明をいただき、議論を深めてまいりたいと思います。

2. 電気料金審査専門小委員会における指摘事項について

○安念委員長

それでは、初めに、これまでの委員会における指摘事項について議論をいたします。まず、事務局より、前回までの委員会で委員などからいただいた指摘事項についてご説明をいただき、その後、関西電力さんからレスポンスをお願いをいたします。

それでは、事務局からお願いします。

○山崎電力市場整備課長

それでは、資料3をご覧ください。前回までの指摘事項ということでございまして、今回は、前回の23回の委員会のための記載になってございます。

まず、項目1でございます。前提計画につきまして、舞鶴1号機に關します定期検査の日数及び短縮日数について指摘がございました。続きまして、2番、3番でございますが、2番といたしまして、美浜原発1・2号機の廃炉決定に伴う会計処理についてのご指摘がございました。3番としまして、原子力発電施設の解体費用についてご指摘をいただいております。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、関西電力さんから、お願いできますでしょうか。数分程度で、すみませんがお願いいたします。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

前提計画の石炭火力の定期検査は後ほどご説明させていただきたいと思いますので、2番と3番につきまして、資料4に基づきまして説明させていただきます。

資料4の2ページをご覧ください。

美浜発電所1・2号機の廃炉に伴う会計への影響でございますが、3月13日に施行されました「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」により、資産の残存簿価、核燃料の解体費用など、計画外の廃炉に伴い一括計上する必要があるものに関しまして、原子力廃止関連仮勘定（資産勘定）に計上した上で、一定期間をかけて償却・費用化する会計制度が定められております。

この会計制度を適用するために必要となる経済産業大臣の承認にかかる申請を行うことで、廃炉決定時点の一括費用計上は不要となります。

3月17日に廃炉を決定した美浜発電所1・2号機に関しましては、同日、申請を行っており、当該制度がなかった場合、一括費用計上が必要となる約280億円を原子力廃止関連仮勘定に計上できるため、廃炉に伴う特別損失は計上されません。

原子力廃止関連仮勘定の償却・費用化については、原価洗い替えの料金改定を実施し、原子力廃止関連仮勘定償却費を原価算入するまでは、現行の料金によって回収されると見込まれる発電資産の償却費——年間約7億円でございます——を、それ以降は、未償却残高を10年間で均等償却することになります。

従いまして、今回の電源構成変分認可制度による料金改定におきましては、原子力廃止関連仮勘定償却費を原価に算入しておりません。

なお、廃炉に伴い、現行料金に含まれる修繕費や諸経費等の減少分につきましては、お客様の電気料金のご負担軽減を図るべく、活用してまいりたいと考えております。

次、3ページをご覧ください。原子力発電施設解体費の総見積額、26年度末の積立金残高、26年度の積立金の見通しは、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

3. 検討を深めるべき論点について

○安念委員長

ただいまのご説明についてのディスカッションはちょっと後回しということにいたしまして、今日のメインイベントでありますところの、検討を深めるべき論点に議論を移したいと思います。

まず、事務局より、これまでの委員会において論点となっている項目についてご説明をいただき、その後、関西電力から論点に対するご意見を伺いたいと存じます。

それでは、事務局から、まずお願いいたします。

○山崎電力市場整備課長

それでは、資料5をお手元にご用意いただければと思います。検討を深めるべき論点についてでございます。

この資料は、これまでの本委員会でご議論いただきました主な論点につきまして、3月3日に開催をさせていただきました公聴会、さらには同日までにいただいた国民の声、さらには2

月25日の第22回の委員会におきまして消費者庁からご提示いただいたチェックポイント、これらを踏まえまして、事務局としてそれぞれの考え方の方向性、さらに加えてご議論いただく必要のある論点等についてを整理し、まとめたものでございます。

1 ページにあります8つの項目につきまして、小項目もその中にございますが、それぞれにおきまして、まず、この電変制度の直接の査定対象品目に関するものにつきましては、関西電力の申請の概要を記しまして、その後、本委員会での委員、オブザーバーの方々からのご意見、さらに公聴会、国民の声でのご意見、さらに消費者庁チェックポイントの該当部分を整理させていただいた後、論点としまして事務局の案を提示すると、こういう形式となっております。

87ページにわたる大部の資料でございますが、時間の関係上、議論のご参考というふうにしてつけた部分がございますので、論点の部分を中心に、以降のご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2 ページ以降、経営効率化でございます。

経営効率化につきましては、意見等をさまざまいただきました。その整理として、6 ページが論点になります。経営効率化の論点の整理でございます。

まず、この電変制度に基づく審査に際しましては、直接の査定対象項目というのは燃料費、購入電力料等であると。しかしながら、需要家にさらなる負担を求めるに当たり、「前提計画」として位置づけられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、チェックする必要があるというのが総論でございます。

これまでの委員会、公聴会、国民の声においても、他の論点にもまして徹底的な効率化の取り組みを求める意見が多数寄せられているというふうに認識しております。

前回の料金改定時の査定方針で求めた経営効率化については、おおむね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が認められていると。原価上は織り込まれていない、これは原価上は織り込まれていないんですが、それに見合うべく他の費目で効率化の深掘りを行っていると考えられると。他の費目で効率化というのは基本的には尊重されるべきものであるけれども、今般、その再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ、要資金調達額がふえていく等の観点からは、こういったものによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられると。

関西電力からは、第20回の小委員会におきまして、「効率化の深掘りの成果は、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客様の電気料金のご負担の軽減をはかるべく、活用してまいりたい」との表明がありました。さらには、前回の第23回小委員会におきまして、平成27年度にお

ける経営効率化の具体的取り組みについて説明がありました。コスト削減において依然として一部未達となっていること、さらに役員報酬の削減、保有資産の売却等を求める意見が多いこと等も踏まえながら、需要家の料金負担を軽減する具体的な方策を明らかにして、それを確実に実施するよう求めるべきではないかというのが、経営効率化の現時点での論点かと考えてございます。

続きまして、13ページ以降が次の論点でございます。需要想定でございます。

需要想定につきましては、14ページが、まず関西電力の申請内容でございます。その一番上にありますように、今回の需要想定、販売電力量や年間最大電力の見通しについては、前回から変更していない、すなわち平成24年度変更供給計画に基づいているということでございます。

これに関しましては、その同じページの下に論点でございます。需要想定を見直すことによって、結果として料金単価が上昇するというふうと考えられるため、需要想定を見直さないということではいかというものが、今般の論点提示でございます。

続きまして、17ページ以降が次の論点でございます。供給力想定・メリットオーダーの中で、まず、揚水発電についてでございます。

せわしなくて恐縮ですが、18ページが、まず揚水発電についての、上に関西電力さんの申請内容でございます。今回の申請におきましては、揚水発電電力量は17億kWhということで見込んでおられ、前回の織り込みから9億kWh増大しているというのが論点になると。

さまざまご意見をいただきましたが、19ページで論点としてまとめております。

まず、関西電力は、供給力の想定に当たりまして、まず自社電源である揚水発電の最大限の活用を織り込んだ上で、なお不足する分の供給力について他社からの購入を織り込んでいて、結果として揚水発電の電力量、kWhのところが増加していると。

しかしながら、メリットオーダーの徹底、需要家負担の最小化という観点からは、自社電源のみならず、他社からの安価な電源調達というものを最大限活用すべきで、自社の揚水よりも安価な他社からの調達を、まず最大限追求することを求めるべきではないかと。

このため、方向性としては、少なくとも揚水発電による発電電力量の増分、すなわち前回認可発電量からの増分につきましては、他社から購入すると考えて今回の申請に織り込んでいる。この揚水の増分に係る費用と、その他社から購入した際の費用の差を減額するというものではどうかと考えております。

その際、この他社から購入した際の費用という、ここの考え方はどのように考えればよいのかというオープンクエスチョンで論点を整理させていただいてございます。

以上が揚水でございます。

続きまして、21ページ以降が石炭火力発電でございます。

石炭火力発電につきましては、22ページの一番上に申請内容がございます。石炭火力118億kWh、前回認可の3カ年平均から4億kWh減少しております。減少のその裏側として、申請に当たりましてのその補修日数が166日になっていまして、前回認可時の149日、これ3カ年平均ですけれども、これから17日間増大されていると、こういうものが申請内容になっております。

これについての論点の整理が、23ページの下でございます。

原子力発電所の再稼働時期が想定よりもおくれ、さらに供給力の確保がその中で求められる中で、こうした定検の繰り延べについては、やむを得ないというところも認められると。他方、どのタイミングで補修を行うかというのは基本的には事業者による経営判断であって、定検の繰り延べが結果的に今般の電気料金の値上げ要因となることに関して、その全てが無条件に事業者には帰責できないものであるとは認められないということではないか、というのが総論かと考えてございます。

補修日数について、したがって、方向性としては、補修日数について、補修工程の効率化などもう一段の努力を求めることとして、今回の供給力想定においては、少なくとも前回認可と同じ水準の石炭火力発電量を織り込むべきではないかというのが、事務局の整理をさせていただいている論点でございます。

続きまして、供給力想定・メリットオーダーの中の水力発電でございます。26ページ以降をご覧ください。

まず、27ページの上に、申請の概要でございます。2つ目のボツでございます。自流式水力の計画発電電力量について、前回計画以降の発電機トラブルや至近年のゲリラ豪雨の増加等によって、計画外停止を増加させ、その分発電量を減少させているという、この1億kWh減っているというところが論点になるということだと考えてございます。

これにつきましては27ページ、同じページの下に論点でございます。ここについては、事業者の自助努力の及ばない電源構成の変化によるものとは認められない、すなわち、原発の再稼働のおくれとの因果関係は認められないため、計画外停止の増加は認めないということとすべきではないかというのが論点の整理案でございます。

続きまして、29ページ以降、新エネルギーでございます。

これは水力に似た論点でございます。30ページに申請内容でございます。申請内容につきましては、風力発電、廃棄物発電について、風力発電について1億kWh、廃棄物発電について4億kWh、前回の織り込みよりも減少させていると。その理由として、申し込み事業者の事由による計画の中止、さらには売電主体の入札の結果、契約の切り換え、こういったことで申請をされているということでございます。

これにつきましては、31ページでございます。これにつきましても水力と同じでございます、事業者の自助努力の及ばない電源構成の変化によるものと認められないため、この減少を認めないこととすべきではないかというのが論点の整理でございます。

続きまして、供給力想定・メリットオーダーの最後でございます。33ページ以降、他社購入電力でございます。

これに関しましては、34ページに申請内容でございます。他社から購入する電力量については、関西電力さん、メリットオーダーの考え方に基づいて算出をされていると。

これについて、35ページでございますが、他社購入電力の一部において、近年の計画電力量と実績電力量を比較した際に、恒常的に実績電力量のほうが上回っているものについて、その理由を確認した上で、合理的な理由がない場合には、安価な電源を最大限活用するという観点から、至近の実績を踏まえて再算定した計画電力量を織り込むべきではないかという論点を提示させていただいております。

以上が、供給力想定・メリットオーダーでございます。

続きまして、38ページ、火力燃料費でございます。これは委員会の冒頭からたくさんのご議論をいただいた、燃料費に関する論点でございます。

燃料費につきましては、39ページ。ポイントは、前回改定時、平成25年4月2日認可されました前回改定時の認可単価を基本とした単価に数量を乗じて算定した費用として、燃料費が算定されているというのが申請内容のポイントでございます。

これにつきましては論点、41ページ目でございます。昨今、原油価格が大幅に下落している点に留意をし、まず、燃料費調整制度を通じて、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動、これについては月々の電気料金に、この燃料費調整制度を通じて適切に反映されることとなるということを、まず確認をしたと。

その上で、今般の申請が短期間で再値上げ申請、さらには需要家の負担を抑制するという必要性の観点から、最大限の効率化が求められる中で、燃料調達価格について、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求めるべきではないかということかと考えています。

具体的には、各種燃料の追加調達単価について、報告徴収を行った上で、いわゆるトップランナー価格をベンチマークとして効率化努力を求めるべきではないかと。

その際には、燃料費調整制度を通じた還元と重複する部分がないよう留意すべきではないかという、こういう論点整理とさせていただいております。

以上が、燃料費でございます。

続きまして、次の項目、購入・販売電力料でございます。

購入・販売電力料のうち、他社短期調達の項目でございます。45ページ以降でございます。

46ページが申請内容でございます。購入電力料のうちの卸電力取引所等という項目、関西電力さんの申請におかれまして卸電力取引所等というふうに整理をされているものは、全体で、増分部分ですけど119億kWhと、これに申請をされていると。

この内数としての他社短期調達については、差分で84億kWhであり、平均単価は前回認可単価と同じというものが織り込まれていることを確認したという、これが申請内容でございます。

この他社短期調達部分についての論点の整理が、48ページでございます。

48ページの論点でございますが、まず、委員会でも、燃料費調整制度が当たっているのか当たっていないのかと、対象となっているのか対象となっていないのかといったところで、まず整理をすべきだと、こういった整理がなされてきたところでありますが、この他社短期調達部分については、燃料費調整制度を通じて、他の燃料費と同様に月々の電気料金に適切に反映されることとなることを確認したと。

しかしながら、その上で、これは燃料費の部分と同じでございますけれども、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求めるべきはないかと。

このため、この他社短期調達の電力量の増加分については、さらなる効率化努力というものを求め、これを減額すべきではないかということであります。

じゃあ、さらなる効率化努力としてどのようなものを求めるのかということで、2つの方法、以下のような方法が、例えば考えられるのではないかと考えてございます。一つは、例えば一定の削減率での効率化努力を求めるという方法。もう一つは、他の電力会社の調達実績を踏まえた価格での調達努力を求めるという方法。こういったものが考えられるのではないかという論点整理でございます。

続きまして、51ページ目以降、購入・販売電力料のうち、卸電力取引所取引の活用についてでございます。

52ページが申請内容でございます。卸電力取引所の活用、卸電力取引所の取引の織り込みにつきましては、これまでの電気料金審査専、本委員会での査定方針を踏まえ、いわゆるシミュレーションと呼ばれているものに基づいて、関西電力さんも申請をされてきていると。詳細は避けませんが、いわゆるシミュレーションをもとに作成されていると、算定をされていると、これが申請の内容になってございます。

これにおきまして、54ページが論点の整理でございます。

まず、全体の整理として、卸電力取引所取引につきましては、燃調、燃料費調整制度の対象と

なっているか、なっていないかということで言えば、燃料費調整制度の対象となっていないという、こういうご説明をいただきました。対象となっていないため、燃料価格の変動が自動的に電気料金に反映されないということでありまして、このため、昨年来の原油価格の下落を原価に、以下のような考え方に基づいて反映することが適当ではないかと。

まず、石油ユニットの限界費用は、原油価格と同程度に下がると考えると。ただ、一方で、約定価格は、原油価格の変動のほか、他の発電所の稼働状況とか天候の予測など、そういったものの影響を受けると考えられるので、原油価格の下落がそのまま反映されるとは言い切れないと。すなわち、原油価格と同程度ではなくて、同程度に下がるということではなくて、考え方としては直近の取引所取引における約定価格——これは24時間平均をとるのが適当かと思っていますが——の実績と同程度に下がるというふうに考えるということが基本的な考え方ではないかということで、2つ目の丸はその繰り返しであります。以上を踏まえまして、方向性としては、取引所取引における約定価格の直近の実績に基づいて、申請に織り込まれている約定価格からの下落率を実績ベースで算定をした上で、これに買い約定、売り約定、それぞれを乗じた金額を、その分の差分をいわゆる減額等をしていくと、こういうことでよいのではないかと。その際、それぞれの約定量については変動しないということかどうかということでございます。

続きまして、6の項目であります。64ページ、レートマークでございます。

レートマークにつきましては、申請内容として65ページの上に記しておりますが、関西電力さんの申請内容は、規制部門に配分した原価変動額を、残り1年間における規制部門の販売電力量で除して消費税を加味した、2.48円/kWhというものを一律に上乗せしていると、こういうもので料金設定をされているということでございます。

これにつきましては、67ページが論点でございます。

今回の申請におきましては、料金改定の要因が可変費の増加であるということであることから、一律して上乗せをするということで、これは3段階料金の趣旨を損なうものではないと、このように考えてよいかと。

一方で、値上げの影響緩和として、需要家がその電気料金の削減を図ることができるような、そういったメニューを周知、説明、そういった取り組みを充実させるべきではないかと、こういうことがレートマークの論点かと考えてございます。

続きまして、7番でございます。76ページ以降、値下げの条件でございます。

これにつきましては、論点が78ページ目以降でございます。値下げの条件については、78ページの上の箱に書いてございますように、電気事業法第100条に基づいて、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付すべきではないかという総論の

もとで、79ページ目以降に具体的に、再稼働の時期と値下げの実施時期ということでの場合分けを記しております。これにつきましては、2月25日の第22回の委員会で事務局資料として提示をしたものと同じでございます。加えまして、北海道電力さんの前回の査定のときの最終方針と同様の整理でございます。

従いまして、重要な論点でございますが、内容は、ポイントだけ申し上げますが、まずは原価算定期間内に想定よりも早く再稼働した場合については、原価算定期間内に値下げを行うべきだ。

(2)として、想定よりもおくれて再稼働する場合は、原価算定期間終了後に直ちに値下げを行うべき。さらには次のページ、80ページでございます。原価算定期間終了後に再稼働する場合は、1基再稼働するごとに原則値下げを行うべきということかと考えてございます。

さらに、一番下に書いてございますように、本小委員会において、フォローアップが必要だと、こういうことが論点かと考えてございます。

最後でございます。長くなって恐縮です。85ページ以降でございます。美浜1号機、2号機、さらには日本原電の敦賀1号機の廃炉についてでございます。

86ページが論点でございます。3月17日に美浜の1・2号機、さらには日本原電の敦賀の1号機の廃炉の意思決定がなされたことを踏まえまして、美浜1・2の廃炉に伴い修繕費や諸経費等の減少が見込まれて、さらに敦賀1号機の廃炉に伴って購入電力料の減少が見込まれるということを確認したと。

関西電力からは、これらの費用の減少分を電気料金負担の軽減に活用するという説明が、前回なされました。この費用の減少分について、この全額が電気料金負担の軽減に活用されているということを確認するべきではないかというのが論点かと考えてございます。

長くなりまして恐縮ですが、以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは岩根副社長から、お願いいたします。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

それでは、資料6に基づきまして、目次が2ページに書いております。この目次に沿って説明させていただきます。

4ページをご覧ください。まず、各論点の説明させていただく前に、全体としての当社の考え方をここに記載しておりますが、査定に当たりましては、査定された計画は現実的なものとしていただきまして、事業者が合理的な努力をして達成可能な査定を、ぜひお願いしたいという趣旨で書かせていただいております。

2つ目の丸の中ほどから書いておりますが、事業者が最大限努力したとしても達成不能な効率化とか、安全・安定供給を損ないかねないような効率化、第三者要因など、事業者のコントロールが及ばないような事象にかかるようなものにつきましては、合理的な努力をしても達成できないというふうに考えております。

3つ目で、また、査定がなされれば、事業者はその内容を具体的な業務計画に反映して、その達成に向けて全社一丸となって取り組んでまいりますので、査定項目について費用別に達成が求められているということからも、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

4つ目の段でございます。2回目の値上げでございますので、大変申しわけなく、我々としては引き続き最大限の効率化に取り組んでまいります。ただいま申し上げた趣旨で、ぜひ合理的な査定の検討をお願いしたいということを申し上げております。

それでは、個々の論点でご説明します。

説明によりまして、従来の審査会合でご説明したものについては、簡略に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず経営効率化でございます。6ページでございます。

経営効率化につきましては、これまでの説明内容を改めて記載しております。効率化の深掘りの成果につきましては、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客様の電気料金のご負担の軽減を図るべく、活用してまいりたいと考えております。

次に、需要想定ですが、8ページをご覧ください。

需要想定についてですが、販売電力量を見直した場合、記載のとおり、必要な値上げ額は今回の申請よりも大きくなる見込みでございます。

続きまして、供給力想定・メリットオーダーにつきまして、10ページをご覧ください。

揚水発電についてご説明いたします。揚水発電電力量の算定については、自社及び他社ともに最大限の供給力の確保を図り、揚水発電を含めてメリットオーダーの考え方にに基づき配分することで、必要最小限としております。

論点における、安価な他社からの調達をまず最大限追及すべきとの記載につきましては、具体的には、計画的な他社からの短期融通と、取引所取引のさらなる活用を想定しておられると考えますが、その実現性は極めて低いと考えております。

次ページ以降で、その理由を説明いたします。11ページをご覧ください。

計画的な他社からの短期調達について、増量できないかという点でございますが、供給力の確保というkW面に関しましては、平常ベースにおきましても、需要増や電源トラブル等の需給変動リスクが生じて安定供給ができるよう、事前に補修時期を調整すること等により、各エリアで

必要な予備力を確保しなければなりません。

今回の原子力の供給力が前回から大きく減少することに加え、下の図の上のほうに火力補修の減少と書いていますが、これまで繰り延べてきた火力プラントの補修を夏季ピーク以外にも年間を通じて実施する必要があることから、夏季以外の月におきましても需要の減少と同程度に供給力が減少するため、自社の供給力だけでは必要な予備力を年間にわたって確保することができません。そのため、最低限必要な予備率までは、下側に記載の棒グラフの真ん中のほうに書いております、他社からの短期調達をベースで見込んでおります。その結果、至近年度の調達実績を数十億kWhも上回る量を既に織り込んでおります。

他方で、料金原価に直結する電力量の配分につきましては、猛暑や厳冬による需要増を考慮せず、平年ベースの電力量に対して、メリットオーダーの考え方により配分しております。

12ページをご覧ください。ただいま申し上げましたように、既に相当量の短期調達を織り込んでおりまして、さらにその量を増加させるものはできないものと考えておりますが、仮に調達できることができるとして図に示しております。

現時点におきまして最低限必要な予備力は、左のほうに書いています「X」しかございません。短期調達をさらに受電できた場合、予備力は、その右側にございますように「 $X + \alpha$ 」と増加いたします。従いまして、増加するので、供給力が減少しても必要な予備力を確保できる状況となります。この場合、災害規定の適用を受けていた火力プラントA、下のほうに書いておりますが、その定検繰り延べが認められなくなりますので、その定検を速やかに実施する必要があるとございます。

従いまして、短期調達を受電した分、運転を計画していた火力プラントAを定期点検に入れることになりまして、結果として予備力は「X」から増加いたしません。つまり、自社石油よりも割高な単価で他社から受電した数量分「 α 」は、揚水発電ではなく、割安な自社プラントAの発電電力量と差しかわることになります。

13ページをご覧ください。次に、取引所取引についてですが、直近の査定方針を踏まえましたシミュレーションに基づき織り込むことで、揚水発電を含めた割高な電源を最大限抑制しております。

まず、夜間帯にLNG火力や石油火力によりポンプアップしている場合には、その時間の取引所価格が安価であれば約定するように、また、昼間帯に揚水発電を行っている場合には、ポンプロス分を加味した価格よりも取引所価格が安価であれば約定するように、それぞれ1コマ1コマ実施しております。

以上から、他社からの計画的な短期調達や取引所取引におきましても、現時点で最大限の調達を織り込んでいると考えておりまして、これ以上経済的な電源の調達を織り込むことはできない

と考えております。

14ページをご覧ください。石炭火力の定期点検についてでございます。

ボイラ配管は劣化が進んでおりまして、1号機は平成28年3月上旬から153日間の取り替え工事、2号機は平成27年10月下旬から119日間の硫化腐食対策工事が、平成27年度に必要となり、中央左の図の平成27年度の定検計画のとおり、今回織り込んでおります。これ以上補修を繰り返して運転を継続し、配管が損傷した場合には、想定外の長期停止に陥ることになります。

15ページでございます。今回の2号機の定期点検では、クレーンで吊り上げ、運搬しなければならない部品が200程度ある上に、精密部品もあり、mm単位で調整する必要があるため、1回のクレーン作業に相当の時間を要します。

そのため、全体工程の中で、ボトルネックとなるクレーン作業を無駄なく行うべく、作業手順の最適化を図り、作業員が昼夜作業を行うことで、最大限の補修日数短縮化を図っております。

ここに記載しております写真と表は、ボトルネック作業でありますクレーン使用作業の一例を示しております。定期点検では複数の大型作業を同時期に協調実施しておりますが、他の作業工程も含めまして、同様の考え方で織り込んでおります。

16ページをご覧ください。論点におきまして、どのタイミングで補修を行うかは事業者による経営判断と記載されていますが、石炭火力の定期点検開始時期につきましては、次の理由から、事業者の経営判断により繰り返すことができるものではないと考えております。

まず、今回計画している補修については、原子力不稼働が続く中、供給力確保のためにやむなく災害規定を用いて繰り返してきたものであり、現状計画時期までに実施が不可欠となったためです。

また、当該時期までに対策工事が必要な設備損傷に至る不具合事象を認識しているにもかかわらず、定期点検をこれ以上繰り返すことは、電気事業法において設備保安の確保を求められている電気事業者として責任を全うできず、経営判断としてとり得ないと考えております。

次に、同じく論点におきまして、補修工程の効率化などもう一段の努力を求めると記載されておりますが、今回計画している石炭火力の補修日数につきましても、これ以上の日数削減の余地はないと考えております。仮に、これ以上の短縮を織り込む場合、クレーンで吊り上げた吊り荷の下での作業のように、労働安全衛生法に抵触する上下作業等の実施を織り込む工程となり、効率化の余地はございません。

従いまして、ただいまご説明したとおり、本計画におきまして、これ以上の定検開始時期の後ろ倒しや繰り返す、及び補修日数の短縮は不可能であり、石炭火力の発電電力量もこれ以上増加できません。

なお、前回委員会でご質問のありました1号機の定期点検短縮努力にかかる日数ですが、13日間となっております。

また、下に表が書いてありますが、石炭機合計の補修日数を記載しておりますが、上段に前回改定時の織り込み日数を、下段に実績日数及び今回平成27年度織り込み日数を記載しております。

論点で、補修日数については25、26年度の実績はいずれも計画値を大きく下回ると記載されておりますが、実績が減少している理由は、主として災害規定の適用により定期点検を繰り延べた結果でございます。

17ページでは、参考として、小規模点検の必要性についても説明しておりますが、説明は割愛いたします。

18ページをご覧ください。災害規定とは、原子力の不稼動が続く中、必要最低限の予備力が確保できず、電気を安定してお届けすることができないおそれがある場合に限り、法令上の特例措置として火力プラントの定期点検繰り延べを認めていただくものです。

従いまして、定期点検の開始時期について、料金原価上の提言という経済的な目的で災害規定の適用によりさらに繰り延べることや、必要予備率を十分確保している状況において、揚水発電電力量を抑制する目的で災害規定の適用により定期点検を繰り延べることは、たとえ1日の繰り延べであろうとも法令の特例措置の適切な運用とは考えられず、事業者として計画に織り込むことはできません。

19ページでございます。水力、新エネルギーについて説明いたします。

前回計画からの増減理由については、水力の計画外停止の増加理由は採録期間を最新化した結果であること、風力については発電事業者の計画中止によるもの、廃棄物については入札による競合の結果であることから、いずれも当社の合理的努力が及ぶ要因ではないと考えております。

20ページをご覧ください。

電源構成変分認可制度上の「自助努力の及ばない電源構成変動」とは、原子力不稼動を要因とした変動だけに適用されるものではなく、変動理由が当社の合理的努力が及ぶものではない場合においても該当すべきものと考えております。従いまして、水力の計画外停止の増加、及び新エネルギーの受電電力量の減少につきましても、今回申請している原価に反映すべきものと考えております。

なお、下表の点線で囲んでいる箇所のとおり、水力・新エネルギーともに全体では増加しておりまして、割高な火力発電電力量を抑制することにより原価低減に寄与しております。

また、当社といたしましては、今後とも引き続き新エネルギーの受け入れ拡大や自社開発に、最大限取り組んでまいりたいと考えております。

21ページをご覧ください。他社購入電力について、説明いたします。

一部において、近年、実績電力量が計画電力量を継続して上回っている契約が存在することは事実でございますが、当該契約の発電所は実証試験を行っておりまして、設備の運用に一定の制約がかかっているため、計画電力量の計上に関しては、確実に受電できる電力をもとに、メリットオーダーの考え方に則って算定しております。

一方で、実績電力量は、当社の厳しい需給状況を踏まえ、契約先に対しては最大限の送電をお願いし、これを受諾していただいたため、結果として計画を上回っておりますが、実受給段階にしなければ増加する電力量はわからないため、今回の申請値は適切なものと考えております。

続いて、火力燃料費について、ご説明いたします。24ページをご覧ください。

火力燃料費における報告徴収と、トップランナー価格の考え方につきまして、LNGを例に説明いたします。

トップランナー価格による火力燃料費の査定については、各契約形態に応じ評価いただくものと考えておりますが、併せて次の点についてもご配慮いただきますようお願いいたします。

論点にも記載のありますとおり、LNGのトップランナー価格については、燃料費調整制度を通じた還元と重複する部分がないように留意すべきという観点から、下の図に書いています①の矢印のとおり、原油価格などの前提条件を同一にした上で、星印で示しております全日本通関LNG価格に代表される平均値から、事業者が最大限努力すれば達成可能な合理的な範囲でどれだけ安価に調達できるかという考え方に則って、ご検討いただくべきと考えております。

今回、報告徴収でとられる実績値につきましては、価格合意時期にばらつきがあると考えられる中、至近の原油価格の急激な下落を反映し、前提となる原油価格にも大きなばらつきが生じることが予想されます。受け入れ時期が同じであっても、②の矢印のように、価格合意時期が異なることから、報告徴収の全日本通関LNG価格の前提となる原油価格とは明らかに異なる時点の原油価格を参照した異常値が含まれる可能性がございます。報告徴収における実績値の評価に関しましては、こうした観点についてもご留意いただきますようお願い申し上げます。

続いて、購入・販売電力料についてですが、26ページをご覧ください。

他社短期調達について、説明いたします。

先ほど揚水でも説明いたしましたが、他社短期調達につきましては、原子力発電所の再稼働遅延に伴い、最低限必要な予備力を確保するため、前回改定や至近実績を大幅に上回る量を織り込んでいます。また、単価につきましては、前回認可時における10%削減査定を反映しております。

論点におきましては、前回認可時の単価のさらなる効率化努力を求めるとされておりますが、原子力の再稼働が見通せず、厳しい需給状況が続く中、平成27年度は調達量が大幅に増加しており、

これ以上の単価削減は非常に困難と考えております。

他社短期調達に当たっては、石炭・LNGといった安価な原資を持つ事業者から優先して交渉を行うなど、最大限の交渉努力を行っておりますが、調達必要量が多い平成27年度は、年間を通じて石油原資を中心に、より高価なものも調達せざるを得ません。このため、調達単価の上昇は避けられませんが、織り込み単価は前回認可水準に据え置いており、これは効率化努力を先取りしていることと同義であると考えております。

また、お示しいただいた論点では、「他の電力会社の調達実績を踏まえた価格での調達努力を求める」こととされておりますが、予備率不足に伴う供給力確保を目的とし、調達量が相当大きくなっている当社と、同じ状況下の他電力会社はないことから、一律に比較することは困難と考えております。

27ページをご覧ください。

今申し上げました平成27年度は調達量は大幅に増加しており、これ以上の単価削減が困難であるということを、イメージ図に示しております。横軸が調達量、縦軸が単価を示しております。

他社からの調達は、石炭、LNG、石油の順番で、単価の安いものから優先して調達いたします。

平成27年度の大幅な調達量の増加を賄うためには、石油火力や揚水発電、休止設備火力など、割高な電源調達も含めて調達せざるを得ませんが、前回からの単価上昇は不可避でございます。

そういう状況の中におきましても、今回の申請は、効率化努力を先取りした形で前回認可単価としており、一層の単価削減は非常に難しいと考えております。

28ページをご覧ください。取引所取引について説明いたします。

お示しいただいた論点では、取引所取引は燃料費調整制度の対象となっていないため、昨年来の原油価格の下落を原価に反映することが適当ではないか、また、原油価格の反映に当たっては、直近の取引所価格実績の下落率を用いるべきではないかといった内容が示されております。

当社としては、原価算定期間中の取引所価格の動向を見通すことは非常に困難と考えており、卸電力取引所からの調達数量が非常に多い中、原価算定期間にわたり、直近の取引所価格の下落率を用いた査定が行われ、料金原価上の取引価格を固定した場合、将来の価格変動に伴う原価と収入の乖離が大きくなるため、何らかの措置が必要と考えます。

29ページをご覧ください。

こうした措置の一つとして、取引所取引を燃料費調整制度に組み入れることが考えられます。取引所取引は需給状況の影響を受けるものの、原油価格の影響も相当受けることから、燃料費調整制度に組み入れることで、取引所取引を行うことによる差し換えメリットに加え、原油価格の

下落による効果についても、適切にお客様に還元されるものと考えます。この考え方は、論点の趣旨にも沿うものと考えます。

燃料費調整制度への組み入れが認められず、直近の下落率を反映した一定の価格水準で原油価格に織り込む場合につきましては、次に申し上げる内容をご留意いただきたいと思います。

一つは、ごく短期間同士を比較した場合には、その期間固有の需給状況等による影響を強く反映してしまうため、適切でないという点です。これにつきましては次ページ以降で説明します。

2つ目は、震災以降の取引所価格の実績を見ても、将来の取引所価格の水準は、直近1月から3月の短期間の価格動向よりも、直近1年間の価格動向に基づいて想定した結果のほうが、実績との乖離が小さくなっているということです。これにつきましては32ページでご説明いたします。

以上を踏まえますと、直近のごく短期間の水準・傾向を反映することは、気候や発電所トラブルといった極端な事象の影響が強くなり過ぎるため適切でなく、一定期間、つまり1年程度の幅を持った期間の実績を考慮すべきと考えております。

30ページで、補足の説明させていただきます。

下のグラフでは、震災以降の取引所価格の推移を示しておりますが、毎月の需給状況の影響により価格が大きく変動していることがわかります。そのため、比較するデータの期間が短くなるほど、その期間固有の影響を強く反映してしまうことになります。例えば、グラフに記載している平成26年2月と、平成27年2月を比較することは、大きく上ぶれた月と下ぶれた月を比較してしまうこととなるため、適切でないと考えております。

したがって、取引所価格を想定するに当たっては、各月固有の影響が大きくなり過ぎないように、1年程度の幅を持った期間に基づき補正すべきと考えます。

31ページで、さらにご説明します。

前のページで記載いたしました26年2月と27年2月の差の要因でございますが、前年の26年2月は気温が低く、発電所トラブルも重なったため、取引所価格は取引所開設以来の2番目に高い水準でした。一方、27年2月は、気温が高く、取引所価格も安定していました。

したがって、直近のごく短期間の下落率のみをもとに原価算定期間の取引所価格を想定することは、こうした各月固有の事象の影響が余りにも強くなり過ぎるため、適切でないと考えております。

32ページをご覧ください。ここでは先行き1年間の取引所価格につきまして、今回、卸電力取引所の活用における論点で示されたものと同様の方法により、直近1月から3月の3カ月間、及び直近1年間、それぞれの価格動向に基づき、平成25年度及び平成26年度の取引所価格を想定し、取引所価格実績との差異を確認しました。

その結果、直近1年間の価格動向に基づく想定のほうが、実績との乖離が小さい結果となっております。

取引所取引に関する説明は以上でございますが、改めて当社の考えを申し上げますと、原価算定期間における取引所価格を見通すことは困難であるため、取引所取引の燃料費調整制度の組み入れは、原価と収入の一致を図ることができるとともに、原油価格の下落影響をお客様に還元という趣旨で合致していると考えます。

また、燃料費調整制度の組み入れという措置が講じられず、直近の下落率を反映するのであれば、1年程度の幅を持った期間の下落率を用いることで、昨年以降の原油価格動向を反映していただきたいと思います。

34ページをご覧ください。3段階料金制度についてご説明いたします。

主に家庭用等で最も多く契約をいただいている従量電灯においては、第1段階料金はナショナルルミニマムの観点から低廉な水準に、第2段階料金は平均的な電力のご使用量の観点から平均的な水準に、第3段階料金は省エネの観点からやや割高な料金に設定しております。

今回の申請は、電源構成の変動に伴う燃料費の増加等を電気料金に反映させるためのものであり、値上げ後の電力量料金単価については、電気のご使用量に対応する現行の電力量料金単価の加算単価を一律に上乗せしたものとしておりますが、引き続き電力量料金単価に格差を設けていることから、3段階料金制度の趣旨を損なうものではないと考えております。

35ページをご覧ください。値上げの影響緩和の対策についてご説明いたします。

ご契約メニューの変更によるメリット額を簡易にご試算いただけるよう、当社ホームページに「ご契約メニュー変更シミュレーション」を設置するとともに、WEBを活用した省エネの幅広い情報発信や、お電話によるお問い合わせ対応、また、お客様のご要望に応じてご訪問による省エネコンサルティングも実施しております。また、これらの取り組みにつきましては、検針時に配布している値上げに関する説明チラシ等におきまして、幅広くお知らせしております。

36ページから41ページは、値上げに関する説明チラシや、ご契約変更シミュレーション等について記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

値下げの条件、44ページをご覧ください。

再稼働後の値下げにつきましては、これまで説明してまいりましたとおり、前提より早期の再稼働が実現しました場合には料金値下げを行いたいと考えております。

続きまして、廃炉につきまして、46ページをご覧ください。

美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所の廃炉に伴い減少する費用につきましては、お客様の電気料金のご負担の軽減を図るべく活用してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

4. 自由討議

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それじゃ、残りの時間はディスカッションを行いたいと思います。

今回、ほぼ、ほぼ方向性を、もう出さなければいけませんので、今、先ほど山崎課長からも論点というのが原案であるという、それは今までもそういう扱いをしてきたと思いますので、その事務当局の原案と、それに対する関電さんからのレスポンスとがそろいましたので、それを前提といたしまして、私どもとしてどのような態度をとるかということについて、粗々の方向性が出せればよろしいなと思います。

それでですね、そうなんですが、相当多くある論点を全部がさっとまとめてやるわけにもいかないので、別に理屈は何もないんだけど、3つぐらいの固まりにしようかなと。

検討を深めるべき論点、資料5の目次のところを見ていただくと、1の経営効率化、2の需要想定、3の供給力想定・メリットオーダー、これをまずは一固まりとし、その次に4、5を一固まりとし、あと、6、7、8を一固まりというような感じで議論していきたいと思います。

それで、最初の一固まりですが、1と2は、今までもそれほど大きなご議論はなかったと記憶しておりますので、供給力想定とメリットオーダー、その中でも特に揚水の増分と、それから石炭火力の定検の問題ですが、これは非常に重大な問題として残っておりますので、特にこの点にご留意をいただいてご議論をいただければ幸いです。

それでは、第一の固まりのどこからでも——まあ、どこからでもと言って、重点を置いてくれと言っていながら、どこからでもと言うのは変だけれども——どうぞご発言をいただきたいと存じます。

どうぞ。

辰巳さんから。あれ、今日河野さん、いないのか。じゃあ、辰巳委員からどうぞ。

○辰巳委員

よろしくお願いします。まず、余り大きな問題がないとおっしゃった経営効率化のところなんですけれども、やっぱり私はとても気になっておりまして、今回お出しになった資料の中でもトータルでしか書かれて……今回はですね、トータルでしかないから、まあいいかというふうに見えちゃうんですけれども、国民の声等で指摘の多かったところに関して、前回の委員会でも、それ以上変化ないというようなお話のように思えたんですけれども、やっぱりお客様に納得いただ

くようなご説明が、だから、何ゆえに例えばその顧問のところはさわらないのかとかですね、そこら辺のご説明がないといけないんじゃないかなというふうに思っておりまして、とても曖昧なままだったというふうに思っております。今までのこの委員会でのご説明においてもですね。だから、やっぱりそれは納得いただくという視点から、未達に関してのところは、もう少しきちんとしたご説明がほしいというふうに思っております。

それから、揚水なんですけれども、ちょっとまず、私にもとっても難しいんですけれども、要は、基本的には、最大限需要家の負担を減らすべきというふうな視点というのはやっぱり必要だというふうに思っておりますもので、揚水の、まず前に——何か聞いておりますと揚水ありき、あるからというふうな感じに聞こえてしまってますね。揚水を使う前に、他社から安価な電力を購入できないのかというふうなところ辺の、その最大限の追求というのが、ちょっとまだ私には納得できていないというふうに思っております。だから、それに関してもうちょっと、もう一度ご説明いただくなり、聞きたいな、知りたいなというふうに思いました。

それから、あと、石炭に関してなんですけれども、やっぱり補修のタイミングと期間の問題かなというふうに思っておりまして、これは関電さんの16のページだったかな、安全性の問題というのは確かにあるとは思うんですけれども、関西電力さんからいただいた資料6の16ページだったかというふうに思いますけれども、この数値だけを、改修の数値だけを見ている限り、何でその25年、26年と比較して27年だけが突出して大きくなっちゃっているのかというのが、やっぱり問題かなというふうに思っておりまして、恐らくももとの想定よりも25、26は減らしたんだというふうに思っているんですけれども、そのときに、それを減らそうと判断したのは、やっぱり事業判断なんだろうねというふうに思うんですね。

だから、その25年、26年に何らかの事業判断のゆえに減らしたのであれば、今回もその、事業判断できなというお話ではあったんですけれども、やっぱり同じように事業判断はしてくださるべきじゃないかなというふうに思っております。

それで、あともう一つ、その時期の話なんですけれども、やっぱり3月から始めるという、これは今回の資料になかったのかな、お話だったと思うんですけれども、その始める時期も、3月じゃなきゃ本当にいけないんですかというのは、やっぱり私は気になっておりまして、例えば春というふうに考えたときには、もうちょっと前後もあり得るんじゃないかなろうかとか考えておりまして。

だから、まあ余り具体的なことは言いにくいとは思うんですけれども、例えば改修の日になんなんですけれども、例えば25年、26年はもともと269日の予定だったはずなので、横に足せばね。ところが今回の実際の実績では239日になっていて、30日少ないんですよ。それで、その割に

こちら、27年は87日から166日にふえているというところが、やっぱりもう少し減らす努力はしていただけないのかなというふうに思っていて、ベースはとにかくお客様に負担をかける分を削減するという前提で、できないんでしょうかということの提案です。

○安念委員長

違っていたら補足してください。その辰巳さんのご指摘は、中心的な論点なんだが——僕の認識ですよ、僕の認識で、関電さんがこうおっしゃったことについての僕の認識。つまり、まず第一に、揚水について他社からもっと安価な電源を調達することはできないのかという問題については、関電さんのお答えは、できないと。それは、ほかにもいっぱいもう他社から調達することに決まっているので、もうそれで相場が上がってしまうわけですよ。だからもう、安い他社調達はできない。物理的にはあるかもしれないけれども、それはもっと高くなってしまって、自社の揚水のほうが安いはずだというのが、まあお答えだったと思います。いや、私、それが正しいとか正しくないとか言っているんじゃないですよ、そういうふうにお答えになったんだと思います、事実として。

それから、石炭火力の点については、舞鶴の2号の119日はもう短くして、短くしまくって、これはもうこれ以上短くならんということであると認識しました。

それから、1号機については、もう3月1日からびったり、とにかく始めないことにはもうどうにもしようがないんだという、そういうお答えであつたと私は認識しております。

だから、問題はここから。それが正しいかどうかということを、この場で完全に検証し切ることとはできません、多分、我々の持っているリソースでは。問題は、今の誤認識は正しいと仮定した上で、それと料金査定の理論とはどういうふうにかかわるのかというのが、我々が判断すべき事柄ではないかというふうに判断いたしました。

事実認識については、今、私が申し上げたことでよろしいですか。お前の表現は品がないとか、そういうご批判はあるかもしれないけれども。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

一部、例えばその揚水について、他社からとる場合、揚水より高くなるとか、そういうことは申し上げておりませんで、例えば11ページで見ていただきますと、要するにピークだけではなくて年間を通じて、供給力が不足しており、揚水を最大限に活用しても不足する状況で、他社からの供給力を活用して、その予備力を確保しております。そうした中で、kWhについては一番安いものから順番に配分していております。ぎりぎり必要最低限の予備力でやっておりますのが、それでも相当の他社受電が増えている状況であり、これ以上、他社からの受電を増やすことができるかはわかりません。

仮にできるとしますと、各月ぎりぎりの予備力でやっていますので、それを上回る予備力を持つことが可能になりますので、そうしますと、今は自社の火力を震災特例でずっと無理して延ばしておりますけれども、その予備力相当は定期点検に入れないとだめになります。したがって、結局これ以上他社からの調達をとってきても、自社の火力を定検に入れるので、これ以上追加でとってくるものは自社の火力と置き換わってしまいますので、揚水は減らないと、こういうことを申し上げております。

○安念委員長

わかりました。

じゃ、どうぞ。

○辰巳委員

今の続きに関係するのかなと思うんですが、関西電力さんが21ページでご説明なさっている他社購入電力というのの中に、近年、実績電力量が計画電力量を継続して上回っている契約が存在することが事実とか書いてあってですね。それはそのまま今年度、27年度もこういうふうなことが可能なのかどうかというのは、どうなのかというの。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

可能かどうか、実はわかりません。わかりませんが、この供給計画で原子力がゼロになれば、これだけとってこなければ安定供給はできない、予備力は確保できないので、何としても我々はとってこないとだめだというふうに考えています。

○安念委員長

はい。そういうことでしょうか。だって、まだ約定できていないものも、織り込んであるわけですから。

よろしいですか、一旦は。

○辰巳委員

とりあえず、はい。

○安念委員長

じゃあ、松村先生で、あとはどなたもいらっしゃらない。じゃ、松村先生、山内先生の順で、どうぞ。

○松村委員

今の最後の点は、次に議論するのですよね。

○安念委員長

はい、そうです。

○松村委員

辰巳委員が問題にした最後の点については、私も意見ありますが、後ほどそれを議論するときに言います。

まず、関電の資料の2ページ目、スライド4、「はじめに」です。「料金審査の結果、査定がなされれば、事業者はその内容を具体的な業務計画に反映し、その達成に向け、全社一丸となって取り組むこととなります」ですよね。更にその後の記述によると、査定項目については「費目別の達成が求められている」と認識しておられるわけですね。

そうすると、辰巳委員が最初に言った点、もう僕はあきらめているのですが、役員報酬に関して、費目別に達成しないのだけれど、それは全社一丸となって最大限の努力はするけれど、でも達成できない、ということを意味しているわけですね。

顧問に対してお金を払うのも、全社一丸となって、最大限の努力をするけれど、できないと言っているわけですね。

この後の資料で、「現状で最大限の努力をしている、だからもうこれ以上無理です」、「実現性は極めて低いと考えます」、「できません」、「経営判断としてとり得ません」、「難しい」という言葉が連発されています。私たちは、関電の意見は意見として確かに聞きますが、役員報酬を削るのが難しいのと同様に、こういう調達も難しい。役員報酬を削るのが実現性は極めて低いというのと同様に、極めて実現性が低い。役員報酬を削るということはできませんというのと同様に、できない。役員報酬を削るのは経営判断としてとり得ないのと同様に、経営判断としてとり得ない、ということだと思います。関西電力の「できない」という言葉の重みは、その程度のことだと解釈して、この後の関西電力の話は聞くべきだと思います。少なくとも関電語における「難しい」とか「できない」とか「実現性が極めて低い」というのは、そういう程度の意味しかないと思われても、それは身から出た錆なのではないか。

そのような誤認を招くのを防ぐために、そういう非生産的な議論をしないために、最初の回で「対応したらどうですか」と発言したつもり。その後も何度も、何度も言ったのだけれど、それでもやらないということは、本当に難しいのでしょうか。関電の感覚では余程安定供給に悪影響を与えるのでしょうか。私たちはその程度のことだと受け取ることがあったとしても、それは関電の経営判断から出てきたことだと理解しています。

したがって、この後のところも、「できない」ということに関しては、関電はそう判断されている、でも事実かどうかはわからない、という前提で議論していくべきだと思います。

次に具体的な論点に関してです。供給想定・メリットオーダーに関してです。関電の資料の12。これ以上、揚水の運用を減らすために電気を引っ張ってくると、供給力としてカウントされ、

したがって定検の繰り延べが認められなくなる。その結果、キロワットが減ると言っているわけですね。まず、これは誰が定期点検の繰り延べを認めなくなるのでしょうか。私は深刻な疑問を持っています。

このような努力によって、必死になってぎりぎり電力を確保した瞬間に、繰り延べを認めないなどというような無体なことを言うとするれば、それは無体なことを言うほうの問題じゃないかと思います。私は、まともな人が判断すれば、そんな判断は絶対にしないと思う。したがって、この関電の判断には異議がある。しかしいずれにせよ、私はこの問題は議論する必要もないと思っています。

どうしてかという、関電のエリアではずっと需給が厳しい状況が続いていて、これは猛暑に大きな計画外停止が重なれば本当にまずいかもしれないというようなことが相当心配され、その結果として関電は最大限の努力をした。キロワットの確保については、もう目いっぱいやっておられると認識しています。したがって、私たちが言っているのは、「キロワット」の調達せよと言っているのではなくて、「キロワットアワー」のことを言っている。したがって、もうぎりぎりまで確定しないのだけれど、したがって、仮に供給力として、一定期間後の供給力として確実に見込めるものでないとしても、それでも、とにかくかき集めて、よりコストが低いものがあるならそれを使ってコストを下げてくださいと言っているわけです。私たちは「キロワットアワー」の話しかしていない。「キロワット」の話なんか一切していないと認識しています。

それなのにもかかわらず、頑張って調達したら「キロワット」としてカウントされて下がってしまうって、一体どういう議論なのか。「キロワット」の確保というのは、もう目いっぱいやっているのでしょうか。もうこれ以上無理だというほど頑張っているのでしょうか。だから、私たちも当然そんなことは要求していない。なのに何でこんな議論が関電から出てくるのか。何でこんなことを2度も説明しなきゃいけないのか。私はとても疑問です。

次、石炭に関してです。最初に言ったこと、「できない」というのは、一応承りました。それから、私は、前回言ったこととニュアンスが大分違うように聞こえたら大変申しわけないのですが、今までの関電の発言を聞いて、開始時期、1号機の開始時期を遅らせろとかという、そういう具体的な指示をするのは、やはり不適切だと思います。それをやった結果として大停電でも起こったら本当に困るし、それは安定供給を担う人がちゃんと最終的に判断すること。この委員会から、特定機に関して点検のスタート時期を遅らせろなどというのは、明らかに越権行為だと思います。可能性があるかどうかというのを考える段階で話を伺うことは重要なことだと思いますが、そういう具体的な形で合理的に大きく削減日数を減らせることはなさそうだということは、確認した。

あとは、料金として、どれだけ要求するかということです。これは例えば別の会社で、LNG火力に関して、修繕の仕方を抜本的に変えて大幅に修繕日数を減らすというようなプロジェクトをやり始めたとかいうようなことも考えるべき。石炭とLNGは違うが、そういう類いの努力は、まだすべきではないですかと問うべき。内輪の論理で考えているときには思いつかないようなことも、いろんな知恵を集めてきてやる努力の余地はまだあるのではないかという、そういうこと以上のことは言えないだろうと思います。

ただ、その場合に、別の会社が物すごい意欲的なものを出していて、それこそ半減とかというようなものを出しているから、こちらも同じように半減せよというのは、それはやはりフィージビリティという観点から見て難しいと思うので、おのずからリーズナブルな、ごくささやかな査定になるかと思います。このところについて一切査定できないかどうかについては、きちんと考える必要があると思います。

以上です。

○安念委員長

はい、ありがとうございました。

じゃ、山内先生、どうぞ。

○山内委員

今の後半の2点ですけれども、揚水の話がやっぱりなかなか難しいんですけど、「キロワット」で確保しておいて「キロワットアワー」に割りつけていくわけなんですけれども、今までずっとそのことについて、そこの仕組みというのがなかなかわからないなと思っていたんですけどもね、今日もお話聞いて少しわかってきて、今、松村さんのお話も参考になったんですけども。

「キロワットアワー」として、こういうふうに確保しなきゃいけないという部分と、それから、メリットオーダーで安いところからやっていきます、それで、その揚水の部分について、要するに先ほどのお話のように定検との関係で、その揚水の部分までをきちっと確保しないと予備力も確保できないということから、その上で、下から安い順に「キロワット」が「アワー」で割り振っていくと今の形になって、揚水を使わざるを得ないって、そういうことですよ。

そこまでわかったんですよ。それで、じゃ、それでいいのかというときに、多分その一番上の揚水、少し高過ぎるんじゃないかっていうのがこちらの査定するほうの思いで、そのときにその部分をどういうふうに評価するのか。先ほども言っているように「キロワット」ではその容量は確保した上で、「アワー」で何とかそのところの上のところを揚水じゃないのに取りかえられないのかって、こういう議論をされていて、それはわかりませんっていう話だったんですね。

できるかどうかわからないということだと思っんですけど。

でも、もしそうだとすると、これは一つの考え方で、それをとるかどうかということじゃないんだけれども、その一番高いところまで来ると、要するに揚水のところまで来ると、ほかでも調達できるかもしれないって、もしもそうだとすると、そのところの費用の見積もりというのは、経済の言葉で言うと機会費用って言うけれども、オポチュニティーのコストでやるという考え方はないことはないので、例えばそれは、卸の市場で幾らだというのを持ってくるという考え方も、成立しないわけではないとは思いますがね。

ただし、前回も言っただけど、卸の市場というのは、自分の自社電源ではないので不確実性とかそういうものがあって、そのままで大丈夫なのかというのがあるかもわからない。だから、そのところを考慮した上で、機会費用的に費用を考えるということができないのではないかというのが、私の一つの考え方です。

なかなか難しかったですね、これを理解するのはね。ということですね。

それから、もう一つ、今、松村さん言っていたけれど定検の話は、これもそうで、ほかの会社でのプロジェクトというのもそうだし、やっぱりこれだけ時間をかかりますというのを証明するのに、どういうふうに努力して短くしてきたかとか、そういうのをもうちょっと出していただかないと、その辺のことというのはなかなか納得できないかもわからないので、それは必要なんではないかなというふうに思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

じゃ、梶川さん、どうぞ。

○梶川委員

私は、また石炭の補修の件で、これは前回申し上げたことと全く同じなんでございますけれども、誤解があってもいけないと思って、もう一度確認させていただきます。

これは、私は前回から具体的に、この時期にどのようにかいうようなこと、これ最大限安全を確保していただくことは当然でございますが、それは事業者さんがもう全て裁量で判断させていただくことだということで、前提として思っております。

ただ、その中で、前回認可時にある種の3年間を見積もられて、標準的、平均的なある種原価を出され、これが料金で回収しようとしたということでございまして、実際の経営行動と、その標準的な平均的原価というのは、もちろん乖離があるのは当然でございます。その標準的に見積もられた平均的な期間の原価について、今回、電変という制度の中でそこを変えられる必要が

あるかということで、私はそれは、この社会経済的情勢の変化ということで全く事業者に帰責しないという要因のお話ではなくて、あくまでもその目標となる標準的、平均的原価をそのまま援用されるほうがよろしいのではないかということで、実行行為をどういうバランスでされたかということとはちょっと別物であるというふうに解釈して主張させていただいたということです。

もし、その実行行為の話と余りリンクすると、これ、例えば経営効率化のところで修繕費でこれだけ努力されたという話の中の一部は、実際にこの、これとトレードオフになってしまうので、これは努力ではないんだということで、その都度そういう平均値、時期的なずれを全て省いて皆さんに説明をしていかないと、経営効率化の数字自身も少しおかしいのではないかと。こっちでは努力になって、こちらではその努力をした分を逆にまた料金でいただきたいということになりますと、ちょっと私には、そこの論理的整合性がとれなくなってしまうなという気がするということで、申し上げてきたところでございます。

○安念委員長

ということは、結論的には2年前の認可のときの想定のままでもよろしい、それを動かさなくてよろしいのではないかという、そういうお考えということですね。

○梶川委員

ないかということ、その3分の1、その年度の分でですね。

○安念委員長

わかりました。ええ、その3年に割った。

○梶川委員

3年に分けたという。

○安念委員長

そういうこと、はい、わかりました。お考えとしてはわかりました。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

すみません、大ぼけで、20ページ、21ページが、最初のくくりに入っていないと思い込んでいました。でも、今見たら入っているのですよね。関電のスライドの20、21。

○安念委員長

そうです、そうです。はい。

○松村委員

ごめんなさい。さっき間違ったことを言いました。今言わなきゃいけないのですよね。

○安念委員長

はい、どうぞ。

○松村委員

まず、20ページのところで、電源構成変分改定制度で想定されているものは原子力だけではないというご主張。これは全くその通りだと思います。

○安念委員長

僕もそう思います。

○松村委員

はい。と思いますが、この議論は全体をぶち壊してしまうようなことになるかもしれないと恐れている。少なくとも、私だけが勘違いしていたのでしょうか。この委員会では、最初に変分改定を認めるかどうかの議論をしました。変分改定を認めるという結論を出したときに、原子力の再稼働が遅れたという説明は、八木社長からも伺ったと記憶しています。変分改訂の理由として。

したがって、そういう状況があつて、それで変分改定として認めるかどうかという議論をし、変分改定を認めるとした。したがって、事務局の資料も含めて今までずっと、原子力の停止と直接関係あるかどうかということを検討してきた。最初の段階で、この原子力の停止が理由で変分改定だと言われ、変分改定を認めたと思っていました。

ところが、この期に及んで関電は、原子力だけでなく、水力だとかそういうような類いのものも、もちろん理由なのですということを突然言い出したように、このスライドは見える。私はこういう認識で変分改定でいいと発言したつもりはなかったので、それは私だけの誤解なのか、みなそう思っていたのかというのを、まず確認したい。

私は、みんなも同じように誤認していたのではないかと、つまり事務局の今までの資料でずっと、原子力の再稼働の遅れと直接関係ないからという言葉が出てきたのに誰も反論しなかったから、そう思っていたと思うのですが、もし万が一間違つて理解していたのが僕だけだということを思っておられるなら、委員の方で、私は最初からちゃんとわかっていました、それで変分改定を認めたという人がいれば、今すぐ発言をお願いします。

もしそうでないとするならば、これは、そもそも変分改定を認める前の段階でちゃんと言うべきことであつて、このことを関電はちゃんと説明していたのかということは重要。私が単に聞き落としただけなのですか。例えば八木社長の発言とかでも、原子力のことはずっと説明されていたのは十分認識していますが、他のこと何か言っていましたか。関電は本当にこういう説明していたのでしょうか。

もし説明していなかったとして、それでもなおこれが正しいとあくまでも関電が最後までご主張になるのであれば、やはり私は最初から、そもそも変分改定でよかったのかという議論から、

やり直さなければいけないと思います。

そこまで関電が望んでいるなら、20のところは議論する必要はあるかと思います。あるいは、関電はちゃんと説明していたけれどお前が聞き落としただけだということだとすれば、それは関電の過失ではないので、今からでも必死になって、これ全部考え直す、決して遅らせないようにすべきだと思うのですが、関電はどこまで主張するつもりなのか。後ほど関電に答えていただきたい。

自分たちは十分説明したつもりであり、なおかつ、これについて当然考えるべきだと本気で考えているのか、後程教えてください。

それから、次に21のところ。これは確かに事情はわかりました。わかりましたというのは、あらかじめ見込めるようなものではなくて、実需給に相当近い段階で、ある意味で無理やり頼んでというか、一生懸命交渉して出してもらっている。だから、相当前から当てになる電源ではないということ、かなり直前になってようやく交渉の結果得られるものというのはわかりました。

だけれど、その類いの電源なんて、幾らでもあるわけですよね。水力とかだって、実際にちゃんと動くかどうかわからない。流れ込み式の水力なんて、相当前からわかっているわけではないので、「キロワット」として見込める部分は相当限られるけれど、でも「キロワットアワー」としては当然に確実な値ではなく平均的な値を算入するわけですよね。風力なんて、もっとその程度が高い。でも、そういうのはちゃんとキロワットアワーは見込むのにもかかわらず、何で火力に限って確実なものしかキロワットアワーに入れられないのか、さっぱりわからない。少なくとも供給力としてカウントする、「キロワット」としてカウントするものは確実なものでないと見込めないという説明はとてもわかるのですが、ここでは「キロワットアワー」の話をしているのに、何で確実なものしかだめなのかというのは、全く理解できません。

以上です。

○安念委員長

水力と、それから再エネの点ですが、これは、関電さんからもご見解がおありになればもちろん伺いますが、これは法令の解釈そのものですので、この場で議論すべきもの、私どもの責任でまずは解釈を示すべきものと思います。

変分認可制度は、料金算定規則の19条の2第1項の表現ぶりは、こうですね。もう一度振り返ると、燃料費の変動額、括弧、社会的経済的事情の変動による何とかかんとか、数量の変更に起因する変動額、ということです。つまり、社会的経済的事情の変動による数量の変更を、まあ、睨んでいるわけ。ですから、社会的経済的事情の変動というのは何か、というのがまず第一の関門です。

ここでは、まさに松村先生がおっしゃったように、原発が停止しているのは、その停止の状況というか理由によるけれども、まあ今日このような状況で全国の原発が停止しているのは、我々はそれは社会的経済的事情の変動に当たるというふうに、ずっと認識し続けてきたと思います。そうでないと今までの議論全部ぼしゃっちゃうから、当たり前の話だと。

しかしながら、原発の全国的停止というもののだけが社会的経済的事情の変動なのかといえば、それはそうではなかろうと。どんなのがそれに当たるかはわからないし、また、考える必要もないから考えてこなかったけれども、原発の全国的停止だけでは多分ないだろう。まあ、とてつもない天災地変とか、戦争とか、そういうものがあれば、そういうものも含まれるかもしれませんが、いずれにせよ、原発の現在の状況だけが社会的経済的事情の変動ではないだろうというのも、多分、我々は暗黙のうち認識してきたと思うんです。

ただ、その次が問題なわけですけども、関電さんのおっしゃる「事業者の自助努力で及ばない」というのが、全てすべからく「社会的経済的事情の変動」になるかどうかということが問題だと思うのですが、これは、私は多分違うだろうと思うんです。

つまり、ビジネスをやっていれば、自助努力が及ばないけれどもうまくいかないということは、これは幾らでもあることであって、それを全部その、少なくとも電変という制度の中で面倒を見るという仕掛けには、多分なっていない。もし、それでどうしても経営上まずくなるのであれば、それはいわばフル査定というか、全ての項目にわたってのフル査定を申請していただいて、その枠組みの中で判断するということはあるかもしれないが、私は電変のカバレッジではないというふうに、これも別に今まで余り議論してこなかったから、私もはっきり申し上げたわけじゃないけれども、そういうことではないかと認識はしております。これは私の個人の考えですが、そのように認識しております。

どうぞ。

○松村委員

それに異議を唱えるわけではないのですが、私は可能性はないとは思わない。しかしいずれにせよ議論しないと決着つかないことであるのは間違いなく、この点について議論していないのは事実だと思います。

○山内委員

いや、おっしゃるとおりだけれど、その社会的経済的云々の事情というのはね、別に原発問題だけじゃないのでいろいろ出てくる。それから、事業者としてはリスクをとらなきゃならないのはね、それはアンマネージャブルなリスクも出てくる。そのとおりなんだけれど、もう一つのポイントは、この申請をしたときの理由、そこにあるんじゃないか。だから、そこの中にこういう

ものが入ってくれば、また話は違ってくるんだけど、原発の問題だけだよといって申請をしてきたんだっただらば、それは入らない。そういう考え方で。

○安念委員長

わかりました。

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ。

○辰巳委員

ちょっといいですか。私も、今、山内先生がおっしゃったように、今、今日初めて、今回の資料で今のお話が出てきたような気がしたのでね。だから考えてくださいよって言われちゃうと、ちょっとね、違うんじゃないかなってという気がしたんです。

でも、松村先生おっしゃるように根本的にきちんと、やっぱりやっておくべきだとは思いますがけれども。

○安念委員長

ほかにいかがですか。

じゃあ、どうします。どうしますっていうのは、その、社会的経済的……ごめん、失礼しました。それじゃ、どうぞ。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

何点か答えさせていただいてよろしいですか。

○安念委員長

お願いします。はい、もちろん。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

まず、揚水のところで、「kW」と「kWh」の話が出ましたけれど、説明が不十分だったかもしれませんが、我々は「kW」だけの資料で今日はご説明しておりますが、「kWh」については、こういうふうを考えていて、もともとバランスを組むときに、各月「kW」が足りませんので、その足りない分まで最大限で短期調達をとってきています。それは、基本的に24時間とる格好でとってきています。実際に「kWh」にするときは、短期調達は実際の配分の中に入れていきます。それから、取引所で差し換えができるのではないかということについては、これはシミュレーションした数字がありまして、その数字で既に織り込んでいますので、この「kWh」の中には、短期調達とか取引所分というのは、全一応、我々としては入っているつもりでシミュレーションしております。

計画的にはこれ以上、短期調達というのはなかなか難しいと思っていますし、短期的に差し換

える部分というのは既にシミュレーションの中で織り込んでいるというのが我々の認識でありますので、そういうことも含めてご議論いただければと思います。

それから、どうしても前回並みに揚水を査定すべきという論点がありましたけれど、前回は400万kWの原子力が入っていましたが、400万kWがなくなっていますので、明らかにその揚水が「kW」だけではなくて、「kWh」として回るというのは、論理的にもあり得ると思っていますので、そこも含めてご議論いただきたい。

それから、石炭で、梶川先生が、3年平均とおっしゃった話なのですが、原子力に起因しないものについて今回どう議論するかという話なのです。これをご議論いただく場合、我々としては今回のつくった計画、供給計画、需給バランスというのは、この需要であれば、我々として達成すべきものであると考えていますし、達成せざるを得ないというふうに考えています。達成しようと思ってもできないものを計画ですと言われて、我々、どうして達成していいのかですね。ない風力を取りにいくことはできませんので。現に、その廃棄物で入札で負けていますので、27年度は絶対取り返せないなので、努力しようと思ってもできないと考えています。

それと、その新エネは、風力は原子力とは関係ないというご議論でありますけれども、少なくとも太陽光はですね、原子力と関係ないですけれども、増やしているわけで、風力が一部減っていますけれど太陽光は増やしていますので、太陽光も、その論理的に見ますと原子力の遅延とは関係のないものですが、片一方は増やして、減るものはだめだという理屈が、よくわからないなというふうに思っています。

それから、ある電源について、確かに実証試験のある話がありまして、「kWh」としても見積もれるのではないかという話なのですが、その「kWh」を幾らで見積もるというのが、相手の実証の状況に応じて無理のない範囲でお願いしているので、どのぐらいできるかというのが見積もれないということで、今、そこまでしかできないということで申し上げております。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

ほかに、どうですか。何か。

どうぞ。

○辰巳委員

最後にお話があった、その実証というお話が、ちょっとよくわからないんですけども。この21ページのお話ですか。

○安念委員長

そうでしたね、はい。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

はい、そうです。21ページの話で、松村先生から先ほどご指摘のあった点で、ある時期に関しては先方が実証試験をして、その実証試験のアウトプットの「kWh」を我々がいただくということになっているので、いわゆるメリットオーダー的にとれる契約ではないということでございます。

○辰巳委員

それはもう、その26年度までという約束なんですね。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

いや、ずっとそういう状況。

○安念委員長

ずっとそうなの。今年度は、何か、実績は大きく伸びた。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

いや、過年度は確かに、計画より伸びていることは事実でございます。それは事実でございます。

○辰巳委員

それは、可能性はあるということですね。逆に言うと。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

ですから、可能性としてはございます。ただ、どれだけ織り込むか……

○安念委員長

あるけれど、将来にそのまま線を引けるという保証はないと。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

はい。先方の実証試験の状況にもよるということでございます。

○安念委員長

そうそう。

どうぞ、松村先生。

○松村委員

もう、今の点に関しては、どれぐらい織り込むのがリーズナブルかと言う問題。関電の申請では明らかに過小だった。かために想定したわけですから。だけれど、私たちの査定で、ひょっとしたら本当に全く実現不可能なものを想定するということがあったとすれば、当然、関電から反論がある。その反論がいまのやりとり。いずれにせよ、原理的にこのまま関電の申請の想定を受

け入れるのは到底できないけれど、無体に過去最高以上のものが必ずとれるはずだとかという査定はすべきでない。それ以上のことは、議論しても収束しないのではないのでしょうか。

○安念委員長

うん、なるほどね。わかりました。

ほか、いかがでしょうか。

揚水の増分と石炭の定検は、結局どう考えればいいですかね。

どう考えればいいかっていう意味はですね、私、関電さんがこれ以上、他社から安い電源を調達するのは、それは現実問題としては、ほぼ、ほぼ不可能だとおっしゃるのとかですね。それから、定検についてはもうこれ以上短くできない、あるいは3月にはとにかく着手しなければいけないというのが、まあ、私もうそだとは思わない。それは、そうだろうという前提で考えてもいいんじゃないかと思うんですが、問題は、それと料金の査定という行為がどういうふうに接続する、あるいは離れるかということで、ここは別に私の定見はないんだけど。

確かに、事実から出発しなければならいでしょう。何か夢の中にあるような高効率な機器を使えとか、突然その安くなったLNGをつかんでこいとかいった、そういうことは言えない。

つまり、事実から出発しなきゃいけないんだけど、じゃ、事実によって査定をしているのかというと、多分そうではない。これはフォワードルッキングだから事実がまだわからないという意味もあるんだけど、仮にですよ、仮に、例えば実際に費用を支出した後に、いわば一種の後払いみたいな形で料金を査定する制度があったとしても、現実には支出されたものを全部料金で回収することを認めるかということ、それはまた違うんじゃないかなという気がするんですね。

そこは、事実から出発しつつも、ある種のモデル思考というか、かくあるべしというノーマティブな判断をしなければならない。それがまさに能率的な経営のもとにおける原価ということの意味で、実際にはとりがたい、とるのが大変困難であるというような電源についても、やっぱりある種の仮想というか仮定というか、そういうものを置くことが料金算定上は許されるということはあると思うんです。常にそういうことをしていいとは、私、全然申し上げているわけじゃないけれども。事実そのものが、すなわち査定であるというものでもないように思います。

ただ、これを言ったって、じゃあ結局どうなるんだっていうのは何もないんだけど。なかなか実際のところ、そういうことを言われても、どうやって我々としてはとっていったらいいのかわかりませんというのは、大変強力なご主張であることはそのとおりなんですけれども、だから査定しないというのが正当な立場であるのかどうかも、ちょっと私には疑問というか、そこまで断言できる勇気はないということです。

ほか、何かありませんか。

じゃ、進みましょうか、とりあえず、その次へいきましょう。

その次は、火力燃料費と、それから購入販売電力料についてです。どうぞ、これについても、どなたからでも結構です。いかがですか。

じゃ、どうぞ、松村先生。

○松村委員

取引所価格を燃料費調整制度に組み入れるという、非常に斬新なアイデアが出てきました。そもそも論として、白紙に絵を描くとして、これが明らかにおかしいというつもりもないですが、これが自明に正しいとも思いません。いずれにせよ、制度を白紙で考えるなら検討に値する、よいアイデアが出てきたとは思います。

それから、関電は、少なくともかなりの割合の電気を売っている自由化市場においては、どんな燃料費調整制度を入れるのかは、契約で自由に選べるはずですから、本当にこれが正しいと思っておられるのであれば、こういう類いの制度を入れることも将来的に検討し、お客さんが受け入れるなら導入していけばいいと思います。

いずれにせよ、この委員会は燃料費調整制度改革を議論する委員会ではないので、明らかに従来の考え方の延長じゃないものを、違う文脈でなら選択肢としてあり得ないとまでは言わないけれど、変分改定のところで導入するような小さな変更ではなく、相当大きな考え方の変更であって、この委員会で議論して入れるなどと決められるものではないと思います。したがって、私は、今回の料金審査においては、選択肢としてとり得ないと考えます。燃料費調整制度を抜本的に変えるのは、別の委員会で考えるべきことだと思います。

次に、同じスライド29のところで、2番目の四角の丸の3つ目。ここが私には全く意味不明なのですが。

○安念委員長

ちょっと待ってください、ごめんなさい、29。

○松村委員

スライド29です。スライド29の2つ目の四角の3つ目の丸。

○安念委員長

はい。対応案（2）という四角。

○松村委員

そうです。その最後の丸、「原価算定期間について、猛暑や渇水等の極端な前提は置かず、平年ベースの自然体の想定とする」、実際にそうになっていると思う。猛暑だと決めつけてやるということはないと思うのですが、需要想定とかも含めて。何でここから1年程度の幅を持った実績

を取引所のところでやるというのが出てくるのか、論理の飛躍があると思います。

出発点は何だったのかというと、直近明らかな構造変化があるように見え、原油価格が急落したのではないかという問題意識、1バレル40ドル、50ドル台になったという局面を見て、この局面を捉えて議論を始めたのに、それが今よりうんと高かった時期を見て、その期間で原油価格が急落した影響を見るって、一体どういう発想なのでしょうか。全くわからない。つまり、問題意識から完全にずれていることを言っているような気がします。

一般論として、大きな構造的な変化がないときには期間を長くとったほうが安定的だという議論は受け入れますが、今回は直近の急落を捉えて言っているということを考えれば、ここが何を言っているのかさっぱりわからない。原油が今よりまだ高かった時期のも含めて、影響ができるだけ小さくなるようにしてくれと言っているように聞こえます。LNGの価格については、一定期間ずれて、原油価格の下落からずれて下がってくるということになるので、なおさら影響甚大。明らかに大きく価格の構造が変わる前のデータをとって、一体どうするのか。

ただ、関電の言うことももっともで、余り短くとると、例えば2日とか3日とかをとると、その日の特殊な要因を拾うことはあるので、大きな構造変化があったということを踏まえた範囲でできるだけ長くをとることを言われたのであれば、そのように努力しますとこたえれば良い。私たちが本格改定のときにベータ値を調べたときに、震災後には大きな構造変化があった、だから震災前のデータとったってしょうがないということをさんざん言われて、それでベータ値上がって電気代も上がってしまうけれど、渋々そういう議論を受け入れたわけですね。大きな構造変化があったということで。それだって長いほうが良いという議論は当然あった……

○安念委員長

あった。5年説もありましたからね。

○松村委員

はい。少なくとも2年ぐらいとったほうが良いという議論も確かにあったけれど、2年もとらないでそうしたわけですね。

○安念委員長

そう。

○松村委員

料金が上がる局面ではそういうことを言って、料金が下がる局面では構造変化を認めないって、どういう了見なのか。私は、明らかに大きく下がった時期よりも前に延ばすというのは、明らかにおかしいと思います。

僕、この点について、ちょっと事務局の説明が若干ミスリーディングだったのではないかと思います。

うのです。取引所取引の価格を見て、こう査定しますということを言ったのですが、あれは私の理解では、原油価格の下落率をそのまま捉えて査定すると行き過ぎかもしれないので、取引所の価格情報も見た。ただ、本当に特殊要因を拾っていると、原油価格の下落幅よりももっと下がることだって原理的にはあり得る。しかしさすがにそれは行き過ぎ。両方見て、下落率の小さい方を取るという慎重な対応をしたと理解している。本当に文字通り物すごく特殊要因を拾って、物すごくひどい査定率になるというようなことはないように、ちゃんと配慮はされていることは、明確に言うべきだと思います。

以上です。

○安念委員長

関電さんの非常に斬新なご提案、その取引所取引でとった電気についても燃料費調整、燃調の対象にしてはどうかというお考えですが、これ、誰か、法令の生き字引みたいな人がいたら教えてもらいたいけれど、算定規則の21条の書いてあることと、それから今の関電さんのご提案は、およそ矛盾するのかな。つまり、明文ではそのようなことを禁止しているわけではないと読めるんだろうか。それとも、およそ両立しないことになるのかな。誰か、今この場で答えられる人いる、それは無理かな。

ちょっと、まず研究してください。

○山崎電力市場整備課長

はい。一つだけ申し上げられることは、ちょっと安念委員長の根本的な今のご質問には答え切れていないんですけれども、ちょっとこれ、関電さんの資料が、「燃料費調整制度に組み入れることで」と書いておられるので、何か制度に組み入れるというふうに、まさに、それで松村委員からもご指摘あったんだと思うんですけれども、例えば、今回整理したように、他社短期調達の部分について、関電さんの算定上は燃料費調整の内容に組み込まれているけれども、それが全ての電力会社において組み込まれているわけではないという、その幅はあるという。

○安念委員長

わかりました。なるほどね。

○山崎電力市場整備課長

燃料費調整制度上、そういった幅があるということは、事実でございます。

○安念委員長

なるほどね、わかった、わかった。はい。ありがとうございます。

これはちょっと、ややアカデミックな関心かもしれないので、事務局で調べておいていただくことにしましょう。

もしも、その燃調の中に組み入れることが可能だと仮定すれば、あり得ないご提案ではないんだが、率直に言ってやっぱり、この場で扱うことが、これは我々の力量不足かもしれないが、ちょっと難しいなというのは率直な感想で、そうだとするとスライド29のまさに、そうでないとすれば対応案（２）ということになるんですが、松村先生の1年というのはおかしいんじゃないかっておっしゃるわけけれども、まあしかし、どうですかね。その3カ月か6カ月か1年かというようなのに、はっきりとした根拠があるわけじゃないとは思いますが、ただ、こういう考えはどうでしょうかね。

半年かそこいらの間で急落したわけですね。ということは、半年かそこいらの間で急騰するということも、そのリスクもなくはなかろうと。そうすると、先行き1年の間できゅっと上がるかもしれないということのご心配ということにはなりませんか。

○松村委員

僕、その議論は根本的におかしいと思います。おかしいと思うのは、それは確実に上がるとか、上がる可能性が極めて高いとかというのだったらまだわかるのですが。確かに急騰するかもしれませんが、更にもう一段急落するかもしれない。今の価格をベースにするということを言っているだけであって、今後の原価算定期間の1年間でずっとこの価格が続くことを見通しているわけではないということは、まず認識する必要がある。したがって、上がるというリスクはあるじゃないかというのは、全くおっしゃる通りだと思いますが、なぜ、ベースのポイントを今の価格よりもうんと高いところに持っていかなければいけないのかというのが、わからない。

物すごく高い確率で本当に上がるということを予想しているなら、みなが本当にそう予想しているのなら、みなもう一斉に先物買いに走るでしょうし、タンカーとかが空いている限りもう目いっぱい現物を買って、値上がり益を狙うでしょう。その結果として今原油価格が上がるはず。本当にみながそう思っているとすれば。

○安念委員長

それはそうだ、うん。先物はね。まあ、現物にも反映してくるのかな、それは。

○松村委員

はい。だから、それはやっぱり上がるかもしれないし、下がるかもしれないというのは、私は正しいと思っています。上がる可能性はあるというのは、確かにその通りだと思います。それから、リスクが非常に大きいというのは、確かにその通りだと思います。電力の先物市場があれば、そのリスクは大分ヘッジできたのでしょう。そこの先物市場が今までできなかったのは一体誰のせいなのでしょう。誰が反対していたのでしょうかということを思うと、とても複雑な気持ちになります。

それから、もう一つは、先渡市場は少なくとも存在しているわけですね。1年ものの先渡市場でそれなりの量を調達すれば、そのリスクはかなりの程度ヘッジできるはず。

しかし、先渡市場が存在するが育ってはいないという反論はあり得ると思いますが、これまで育ってこなかったのは、ほとんど買いを出す人がいなかったし、というようなことなのですね。その責任は、少なくとも関電だけにあるとは決して思わないけれど、それだって、関電の責任では本当はないのか。

いずれにせよ、手段はある。先渡市場という手段はあり、1年しかないのもそれ以上のヘッジはできないけれど、とりあえず残りの原価算定期間を考えるなら、手段はあることも認識する必要はあると思います。

○安念委員長

あれ、先渡し市場って1年しかないんですって。

○松村委員

上限1年だったと思います。

○安念委員長

上限1年。その間、刻みってどう。

○松村委員

1カ月も1週間もあります。

○安念委員長

1カ月……。

山内先生。

○山内委員

私はどっちかというと安念さんの言ったことにね、ちょっと非常にシンパシーを感じていて。

いや、これは2つ考えがあって、私は、さっき関電さんがおっしゃっていたように、こういう長い期間をとって安定的に見たほうがいいという面が、確かにないことはないと思う。さっき松村さんがベータ値の話したけれど、ベータ値のとき、確かにね、震災を除いてっていう議論をしたけれど、でも基本的には長いほうがいいよねっていう話をしていた。

○安念委員長

もちろんありましたね、確かにね、うん。

○山内委員

うん、そうです。その意味、一つあります。だけれど、さっき松村さんが言ったように、今回のこのやり方というのは構造変化を見るんだよっていう、構造変化を組み込むんだよって、そこ

の議論になると、そうじゃなくてね、短いほうがいいのかもわからない。ただ、余り短いとやっぱり不安定だよっていうのもあるので、そのところも考慮しなきゃいけないと思います。

その意味で、ここに入れることの目的によるのかなって感じがしています。本当に何か、余り短いとちょっとこう……それが1カ月なのか、3カ月なのかね、6カ月なのかね、そのところは、もうちょっと具体的なデータとかを見てと。

○安念委員長

はい。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

すみません、燃料費調整制度は、難しいというお話なのですが、例えば考え方として、原油価格がどんなときであっても、一定の差し換えメリットはある程度均衡にしておくという考え方ではあると思っています。構造変化があったとしても差し換えによるメリットはある程度一定という考えで、設計がどのようにできるかということ。

それとやはり、取引量を今回、相当の量を入れていますのが、我々としては先行きは実際にはこれはわからないです、上がるか下がるかですね。そこについての収支均衡のリスクというのがありますので、そこをどのようにお考えいただくかと。先渡し市場もありますけれど、量が知れていますので、ものすごい量を出せば、やはり価格にもものすごい影響が出ると思いますので、やはりそのかなりの量を、収支均衡という概念も含めてどうお考えになっておるかという点で、ぜひご議論を賜りたいと思います。

○安念委員長

まあ、現状の先渡し市場のような非常に小さい市場だと、大きな売り注文が入ると、それは価格が高騰するでしょうね。ま、そういうことはあると思います。

ほかにいかがですか。

火力燃料費が最大の論点ではあったんだけど、今までの議論で、トップランナー査定を行うという点については、これは北電と同じ。ただし、関電さんから再三、問題のご指摘があったように、燃調制度とのダブルカウントになってもらっては困るというのは、これは全くそのとおりなので、ここを詳細にどのように書くかは、ちょっとこれは事務局に工夫していただかなきゃいけないけれども、それがダブルカウントにならないようにしつつ、トップランナー方式というのが、我々のこの間での粗々の見解であったというふうに思いますが、そのように認識してよろしゅうございますかな。

それと、後でまとめると言って、まとめちゃっているんだけど。購入販売電力量で、他社短期調達については、原案というかエネ庁の案は、何ページだったっけ。

○山崎電力市場整備課長

48ページです。

○安念委員長

48ページ。これは、一つの考え方だけど、多分あれですよ、一番下の行の②の、いわば実績主義でいくかどうかというようなことが、議論の中心、論点なんじゃないかと思うんですけどね。

何か、実績主義について議論してくださいという意味じゃないけれども、何かご意見があったらちょっと承りたい、承っておきたいなと思うんですけども、どうでしょう。

これ、実績主義でいくということは、トップランナーと同じで、報告徴収をかけるということですか。

○山崎電力市場整備課長

はい。実績を踏まえる必要がありますので、実際に、他の電力会社に対して同じく報告徴収をさせていただいて、データをとるということになるかと思います。

○安念委員長

実績主義ならね。はい。

いかがでしょうか。ちょっと、何か言ってください。何か言ってもらわないと、不安でいられないから。

どうぞ。

○辰巳委員

じゃあ、すみません。実績主義ということで調査をして、ということは理解できますけれど、その①に書いている、一定の削減率でというお話に関してなんですけれど、これは前回そうしたのでしたっけ、北電さんのときは。

○安念委員長

ええ、しました。

○辰巳委員

そうですね。だから、そのときのことと関係しませんかということを、ちょっと聞いたかったんです。

○安念委員長

そのコンシステンシーというか、一貫しないことになりはせぬかという、そういうお考え。わ

かりました、はい。

そのご指摘はあり得ると思います。この点、どうしましょう。

どうぞ。

○松村委員

他社調達を調べて、そのようなコストでやるべしというほうが、今までのほかのところ、ほかの項目とのコンシステンシーということからすると、考えられると思います。

ただ、これでもし本当に、委員長はちらりとトップランナーという言葉をおっしゃったのですが、これは報告徴収という意味だけでおっしゃったのですよね。

○安念委員長

そうです、そうです。

○松村委員

この調達でトップランナーまでやると、余りにも現実性がなさ過ぎるものが出てくるかもしれない。非常に小規模で、なおかつ本当にこの隣のというか、そこに立地している人にしか渡せないとかという例外的な、特殊なものを拾ってしまうと、リアリティがなさ過ぎるので、さすがに一番低い価格を採用するのは、この項目に限って言うとやり過ぎだと思います。

○安念委員長

それは無理でしょう、うん、うん。

○松村委員

ただ、他社の価格を考慮して査定するということは、他の査定項目とのコンシステンシーから考えても、十分選択肢になると思います。

○安念委員長

そうね。はい。ま、そんなところかな。

どうぞ。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

すみません。先ほども申し上げますけれど、今回の短期調達で、前回の織り込みに比べて84億kWh、これは原子力発電所の1基分相当分ぐらい増えていますので、いろいろ他社さんの報告徴収なり、調べられるときに、例えばその5億kWhの調達価格とですね、で、本当に84億kWhが調達できるのかという観点も含めて、ぜひご議論賜れればと思います。

○安念委員長

はい。それはまことに正論ではないでしょうか。そのとおりだと思います。まあ、そのまことに正論だと、5億っていうのは、今の数字がいいかどうかの問題ではなくて、松村先生がおっし

やったように、他社の実績を参考にするという程度のことしか、まあここでは書けないかなという気がいたします。

どうぞ。

○山内委員

すみません、私もそう思いますよ。やっぱり規模が全然違うし……。

○安念委員長

全然違う、はい。

どうぞ。

○松村委員

その規模が違うというのは、確かにそのところを考える必要があるとは思いますが。しかし、一応連系線でつながっているわけですね。売るほうからしてみれば、とにかく自分が1,000発電するものを売ること考えるときに、何で小さな調達しかないところは必然的に低くなって、大きな調達をするところは必然的に高くなると考えなければいけないのか。量を考えるときに、関電が調達する時期と他社が調達する時期が全く違うとか、そういうことがあるのなら、それは確かにそうかもしれない。その特定の時期に必要で、それで大量に集めなければいけないからすごく高騰するということはあるかもしれないけれど、同じ時期だったとすれば、それはおっしゃるほど自明なことではないと思のすけれど。

○山内委員

まあ、そうだと思いますよ。だけれど、同じ時期であるか、違う時期であるかって、それはわからないし。それから、もう一つはマーケット。それはね、一応経済学者なのでマーケット信じるんだけど、どこまでマーケットが完璧に動くかということだと思う。

○安念委員長

それを言い出すとね。

今の松村先生のお話は、一番最初にあったけれど、これ、連系線の制約がないという前提でものを見ないと、話が全然変わってきちゃうので、まあ当たり前のことですが、連系線の制約の有無ということを勘定に入れた上で、他社の実績を見て、それを参考にとすると。参考にする場合、その市場の不完全性ということも考えに入れて、特異な値をとらないようにするというのも、まあこれは一般論としては一応、当然のことなんだろうね。

ほかにかがですか。

さっきの燃調への組み入れですが、これはちょっと、ここの委員会で議論できるだけの余裕というか、能力というかがないもので、ちょっと難しいと私も思います。

それで、そうすると結局、トレンドとしてどの範囲のその時間を採録するかということになるんだけど、まあ、これも別に根拠があつてのことじゃないが、3カ月、6カ月、1年ぐらいしか、候補として考えることができない。

そこですね、確かにその反転のリスクを考えて1年とってほしいというのも、まあわからなくはないんだけど、確かにあれですよ、市場が下落しているトレンドを追うということになると、やはりまあ、三月とるか、後ろ向き三月とるか、6カ月とるかというくらいの選択肢かなという気がするんですが、どうですか、松村先生。

○松村委員

いや、3カ月、6カ月、1年って言われちゃうと、間をとって6カ月と安易に判断する人が出てくる。半年も取ったら、どう考えたって急落する前のところのデータをとることになる。私は、今回の急落を捉えたとすると、3カ月よりも長く取れというのはどう考えても変だと思います。

○安念委員長

3カ月が有力。

○松村委員

というか、まあ、目いっぱい長……

○安念委員長

我慢して、我慢して3カ月。

○松村委員

はい。目いっぱい長くにとって、3ヶ月ではないかと思います。

○安念委員長

そうか、そうか。失礼しました。

ほか、いかがですか。

まあ、こんなこと言っちゃ何だけれど、これって最後になるとやっぱり、ある程度でき上がりの数字も考えなければいけないので、じゃあ、今、松村先生がおっしゃったように、3カ月を仮に第一選択とするとしても、それ以外のもうちょっと長い、6カ月ぐらいまでのその線を考えてみて、現実的に落ちつきのいいところを、事務局でちょっと精査していただくしかないですな。ここで何カ月とか言ってみたって、決着のつく問題じゃないから。

○山崎電力市場整備課長

はい。ちょっとデータを整理させていただきます。

○安念委員長

はい。後で戻っていただいて、全然構いません。あと、残りちょっと、とりあえずやりましょ

う。もう大分時間も押しちゃっているし。

○辰巳委員

もうちょっと質問していいですか、今の。

○安念委員長

どうぞ、どうぞ。

○辰巳委員

恐らく今のお話だと、やっぱりその調査をするというお話ですよ。それって、全社所ですか。全事業者の価格をするのか。何かそこら辺ちょっとよくわからなくて、誰をターゲット、誰を調査するのかというのが。

○安念委員長

それも、まあ含めて、事務局にやってもらえないけれど。

○辰巳委員

わかりました。はい。

○安念委員長

連系線の制約ということを考えると、まあ。

○辰巳委員

九電……。

○安念委員長

ある程度は、その絞られる可能性も出てきますわな。

○辰巳委員

わかりました。すみません、余計なことで。

○安念委員長

いいえ、とんでもない。

ほかにかがですか。

じゃ、残りのところをちょっと、とにかくやりましょう。レートメイク、値下げの条件、それから美浜の1・2号機の件です。いかがでしょうか。

飯田さん、どうぞ。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

資料4にかかわることになるんですが、先ほどの説明で、美浜の1・2号機のところの見積もりの、2基でもって総見積額は680億円、それから平成26年度末で549億円で、その差が131億円になるのですが、その数字と、この2番のスライドの③番目のその280億円の関係が、ちょっと

僕わからないんですが、そこをちょっと質問したいんです。

○安念委員長

ごめんなさい、何と280億でしたっけ。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

スライド3番の美浜1・2号機の総見積額、これ2つ足すと680億円になります。平成26年度末の残高見通しが、2つ足すと549億円になります。その差額が131億円になるわけですね。

私の理解だと、その131億円が今年度の負担の額になると思っていたら、スライド2番の3つ目の丸のこの280億円という数字があったので、なぜそうなるのかなというのがちょっとわからなかったんです。

○安念委員長

ちょっと待ってください。3番のほうは、これは解体費の積み立てですよ、これ。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

はい。

○安念委員長

でしょう。スライド2のほうの280億というのは、これは、ざっくり言えば現在での原子炉の簿価を。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

簿価の、一部ですけどもね。

○安念委員長

まあ、一部だけれど、もちろん、うん。だから、まあ本体。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

資産の額という。

○――

はい、資産額です。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

わかりました。すみません、勘違いです。

○安念委員長

今までの会計制度だと、280億を全部特損に立てなきゃいけなかったのを、こう、ずるっと10年間ぐらいで、ちょろちょろっと費用化するという、そういう話ですよ。ということだと思います。はい。

ほか、いかがですか。何かありませんか。

どうぞ。

○辰巳委員

じゃあ、一つだけ、すみません。レートマークってなっていて、お客様へのご説明の話。今回、もし値上げが決まったら、後ですね、やっぱりそれに対して、今まで以上にちゃんと省エネの努力とかできるような、新しいメニューはつukらないとおっしゃってはいますけれども、きちんとご説明いただくという約束をしておいてください。

以上です。

○安念委員長

はい。それはまあ、そういうことで、よろしくお願いします。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

はい、今以上に取り組んでまいります。

○安念委員長

ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、今の説明、周知の提案を含めまして、レートマークについては3段階それぞれに同じ額を乗つけるということになるんですが、そのこと自体については特段のご異論はなかったように私は認識しておりますので、ここはこれでよろしいだろうという整理になろうかと思います。

それから、値下げの条件は、これはもう北電のときにやったのと同じことをございまして、再稼働状況に応じて値下げをしていただくわけですが、これもあれですね、電事法100条の条件、認可の条件としてつけると、こういう認識になろうかと思います。

それから、最後の美浜の1・2号の廃炉についてですが、これについてはもう関電さんご自身が、今日の資料のスライドの46で、「お客様の電気料金のご負担の軽減を図るべく」というふうになっておりますので、廃炉によって浮いた部分についてはユーザーの負担軽減に全部回していただくという認識でよろしいかと存じますが、そういう整理でよろしゅうございますかな。

さて、やっぱり残るだろうと思ったでかいのが、残ってしまってますね。これからちょっとまた議論していただいて全然構わないんだけど、最初のほうの経営効率化と需要想定と、それから供給量想定・メリットオーダー、この1、2、3のところなんですが、経営効率化については一応こういうことかなと。

つまり、未達の部分については今後大いに努力していただきたいので、まあ確実に実施してねということ、我々としては意思表示をせざるを得ないだろうということはあると思います。ただ、全体としては深掘りをしていただいてですね。大変なご努力だったと思いますので、その点についての評価というのはやっぱり、これはこれできちんと書かなきゃいけないんじゃないかなという

気がしております。

経営効率化の部分は直接の査定の対象でもないので、今後、未達の部分を確実に達成していただくようにご努力をいただきたいということを書くことをもって、我々の態度表明とするのが妥当ではないかなと思っております。

それから、需要想定については、これは——あれ、飯田さん帰っちゃった、まあいいけれども——減るんだから、値段も下がるんじゃないかというご発言があったけれど、これは今までも我々の中で何度も議論してきたけれど、かえって工程費の部分が乗ってしまって単価が上がってしまうので、需要想定については変えないというので今までずっとやってきましたので、それはそれで、これもよろしいかと思います。

そこで、いよいよあれですわ、揚水と石炭の定検が残ったわけ。どうでしょう。どうしましょう。そろそろ決めないと。

卸取引所の置きかえのご説明、ちょっともう一回していただけませんか。え、さんざんやっただろうって。すみません。いや、僕、わかりが悪いから。

置きかえるんだが、需要量が相当大きくなるだろうから、その点についての配慮が必要だというご趣旨と承ったんですけど、それでいいですか。

○山内委員

需要量というか、要するに、キロワットは自家電源というか、まあ確保しなきゃいけないというのがあって、そこ確実に発電できますの中で、揚水まで使いますでいって、揚水のコスト入っていますなんだけれど、だけれど、もしかしたらそこところは別に調達できるかもわからないので、もしそうだとすると、それに対しての機会費用みたいなことを考えて、機会費用を考えると、卸売の取引所なので取引所と。だけれども、これ確実な電源とそうじゃない電源ってどういったのかわからないので、そこのところ、不確実性みたいなものを少し考慮してあげる必要があるかなと。

○安念委員長

そこにプレミアをつけるべきだという、そういうお考え。

○山内委員

そういうのを、私の考え……

○安念委員長

わかりました。はい。すみません、できの悪い生徒で申しわけないです。

どうぞ、松村先生。

○松村委員

今の点は、取引所価格を参照にしてプレミアムをつけて、その価格の平均値をそのまま使わないで、それよりは高い価格でしか調達できないだろうと考えるという意味です。リスクプレミアムではありません。リスクプレミアムが必要などと言い出したら、リスクのある項目は、他にもあるわけで、それらは何で入れないのということになる。

シミュレーションで、取引所の価格でやれるところは、もう既に差しかわった後の差分が出てきているということなので、論理的に考えて、取引所の価格では調達できないと考えざるを得ない。

○山内委員

ああ、そうだ、その、うん、うん。

○松村委員

だから、取引所の価格に上乗せした形で……

○山内委員

じゃないと調達ができないと考え方のほうが、正しいかもわからない。

○松村委員

はい。で、どう……

○安念委員長

それはリスクプレミアムじゃないってということね。わかった、わかった。はい。

○松村委員

じゃない、はい。ただ……

○山内委員

うん。需要がふえる分と考えたほうが正しいかもわからない。

○安念委員長

うん、じゃ、やっぱり、そうそう。じゃ、僕の言ったことが正しかったね、そうすると。まあ、どうでもいいけれど。

○松村委員

そうすると、どれぐらい高くしなきゃいけないのかというのは、仮想の世界なので、議論の余地があると思います。査定額が大きく変わるとはいますが、いずれにせよ、一定のというか、名目的でない、ちゃんとした額を乗せないでだめだと、そういうことをおっしゃったと理解しています。

○安念委員長

ほかに、いかがでしょう。

○山内委員

ちょっとだけ、さっきのに反論すると、他社電源で調達するやつは、さっきの松村さんが言ったのだと全く考慮しなくてもいい形になる。だって同じ価格に、均衡価格に収れんするんだから。さっきのね、連系線が、容量が、連系線の制約がなくて、それで他社から調達しますっていうケース。

○安念委員長

ああ、ボリュームが大きい小さいかの話ね。

○山内委員

ボリュームが大きい小さいかの話ね。それで、さっきおっしゃったような形で、どこからでも買えるような状態で、そしてその、だとするとね、基本的に価格収れんしちゃうので、何の考慮もしなくていいことになる。

○松村委員

しつこいようですが、僕、ボリュームのことは一切考えていません。

○山内委員

うん、ボリュームは高くない。

○松村委員

ボリュームのことは一切考えていない。市場で均衡価格で仮に20円でついていたとします。そうすると、その20円では調達できないということは明らか。

○山内委員

それも同じ論理なんです、今のと。要するにね、あれが、他社電源を買ってくるときに、その連系線の制約がなかったならばね、そこで融通が起こるはずで、それはボリュームの問題ではなくて、同じような価格がつくはずだということにならないか。

○松村委員

そうですね。

○山内委員

そうだよね。もしそうだったら、何の考慮もしなくていいということになるわけで。

○松村委員

つまり、今までのシミュレーションは、揚水をそういう形で運用するということが前提になっているのですよね。

○山内委員

ごめんなさい、今のは揚水の話じゃなくて、他社電源を買ってくる……

○安念委員長

他社調達、うん、うん。

○山内委員

他社で、うん。なので、まあ……

○松村委員

考慮しなくてもよいから、結局どうすべきとおっしゃっているのですか。

○山内委員

いや、そうじゃなくて、そういうふうにと考えると、考慮しなくてもよくならないかっていう。
もし考慮するんだったらば。

○安念委員長

考慮って、何を考慮するの。

○山内委員

だから、他社が調達をする価格を、報告徴収をかけて、それを考慮するという議論だったので。
もしも、その自走的にそのマーケットでね、動くんだったらば……

○安念委員長

ああ、均衡価格をそのまま置きかえればいいじゃないかと。わかった、わかった。はい。
そういうことに、何か、なりそうな気がしますが、確かに。違いますか。

○辰巳委員

均衡というのは、直近のことですか。

○安念委員長

いやいや、市場均衡価格。だから、あの……。

○辰巳委員

平均。

○安念委員長

供給曲線と需要曲線がまじわった、その交点のこと。

○山内委員

だから、その価格になってしまうので、もしもそれが完璧に動くんだったらば、何の考慮も要らないと思います。報告徴収の義務も何も要らない。

○安念委員長

要らないということですね、それはそうだ。

○松村委員

ごめんなさい、スポットの形態と、他社調達のときの形態は、大分違うわけですね。

○山内委員

うん、そうだけれども、でも、他社調達で、完全に情報が完全で、ほかのところと一緒に競合して、そういう契約がね、需要と供給で決まるんだっただらば、同じ価格になっちゃうでしょう。

○松村委員

情報の完全性に関する定義にもよりますが、通常の定義ならそうです。

○山内委員

だから、さっき、だから。

○松村委員

いや、だけど。

○山内委員

さっき、だからって、市場の不確実性があるって言ったんで。

○松村委員

全く違う。将来の需要などは当然わからないでしょう。わからないから、1週間契約のものと、スポットで契約するものと、1カ月契約のものと、出なりの契約は全部違うと言っているだけなのです。この意味では情報が完全ではない世界を考えています。

○山内委員

それはもうそれで。

○松村委員

情報が完全だったら、将来の需要や供給の条件が完全にわかっているなら、もちろん全部同じになりますよね。もちろん私は情報が完全な世界を想定して話していたわけではありません。

○山内委員

うん、もしもそれで、それぞれの期日によって価格が変わるんで、それは考慮しなきゃいけない。でも、それはマーケットも違うんでね。

○安念委員長

うん。それは、マーケット分断されているわけですね。

○山内委員

うん。なぜかって、別のマーケットなんだよ。

○安念委員長

うん、別のマーケットになるんですね。

○松村委員

いや、だから、別のマーケットだから、スポットの情報があれば報告徴収要らないと言う議論にはならないでしょうって言っているだけです。いずれにせよ山内委員が何を問題にしているか、査定をどう変えろ、どういうやり方で査定しろと言っているのかさっぱりわからないのですが。

○山内委員

いや、そうじゃない、スポットの情報じゃなくて、あなたが言うように、ここのマーケットではこういうふうになるんだということであれば、それぞれのセグメントにおいて価格が均衡するので、全く考慮する必要ないじゃない。

まあ、いいです、これは、誰がための議論になってしまうので。

○安念委員長

いやいや。ちょっと、後で議事録をよく読ませていただいて。楽しみだなっていう。

ありがとうございました。

石炭はどうしますか、石炭の定検は。

梶川案は、やっぱり当初想定 of 供給、供給電力量で考えようということです。このことは、仮にそういう考え方をとるとしても、関電さんがおっしゃった、3月に定検に1号機入らなきゃいけない、それから2号機については——舞鶴ですよ——119日を年度半ばあたりにやらなきゃいけないということが、違うということでは全然ない。それは技術的にそうだろうと、多分そうだろうと。だけれど、それをその、電気料金としてユーザーに負担してもらうのは、何であるか、ということですわな。

いかがですか。

何か言ってくださいよ。不安でいられないから。はい。

○梶川委員

私の基本的な発想は、今回、この社会的経済的事情に帰責するという部分の中で、自己の過去の経営行動によって今回の査定金額が変わってくるということは、おかしいのではないかと、基本発想はそこにあるんですね。

○安念委員長

梶川さんがおっしゃるのは、そういうことだね。わかりました。

○梶川委員

はい。ですから、過去の行動が、もし今回の査定金額に影響することがある、それが、ある程度裁量できる経営行動であった場合は、それは違うのではないかと。

○安念委員長

しかし、関電さんは、やむにやまれぬ行動だと、これ以外とりようがなかったんだとおっしゃ

るわけで。

○梶川委員

まあまあ、そうしたら、それ自身がまあ含まれるというお話は、また、それはある程度はわかるんですけども、うん。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

すみません。

○安念委員長

どうぞ。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

例えば、石炭を前の原価の3年間平均でということであると、例えばLNGなんかは、今回随分縮めているわけなので、そういうところは何か、縮めているところだけ、今回の分をとって、長なっている部分は3年平均という、査定の基本的な考え方というのが、余りよくわからなくなるのですけれども。

○安念委員長

どうぞ。

○松村委員

すみません、多分、裏切り者と言われると思いますが、僕は、今回の石炭に関しては、査定しないのも一つの考え。つまり、この関電の言い分を認めるというのも、一つの考えではあると思います。

まず、経営の行動の結果であるのは間違いないけれど、しかし、定検を先延ばしした、修繕を先延ばししたのは明らかに原発の再稼働が遅れたことが直接の原因。明らかにキロワットが足りない状況で、無理して動かして、後ろ倒しにしたという因果関係があるのは、間違いないと思うので、これについては、そういう因果関係がないものと同じようにするわけにはいかない。

ここはもう査定しないというのも、理屈からして、どう考えてもおかしいとは思いません。でも、さっき言ったような理由で、他の会社はこれだけ頑張っているというのに、全く査定しなくてもいいのかという気持ちはあるわけですが、では何日と査定するというのが正しいのかというのは、確かにとても難しい。

○安念委員長

それはわからない。うん。

○松村委員

その下限としては、査定しないと、ここの部分はあきらめるというのも、一つの選択肢かと思

います。

○安念委員長

秋池先生、どう思われますか。

○秋池委員

今日の関電さんの資料を拝見してもですね、限られたスペースにクレーンを置いてする工事であり、人間中心の工事で、2倍人を投入すればより早くできるというタイプのものでない修理、検査なのだというのを、改めて感じるわけです。

なので、本日の議論の中で、かねてより委員長を初めいろいろな方がおっしゃっているように、この期間をすごく短くすることは難しく、あるいは、開始時期も恐らく需要を見込んでぎりぎりでここに決めているのでしょうし、もう今年度の話ですから、恐らく工事業者なども決めなければいけないというようなあれこれを考えると、ここで説明されていること自体が違うということは決してないというふうに思います。

定期検査を短くする努力もこの3年の中にやってきましたし、急に技術がこの10カ月後に変わるというものでもないので、変更は難しいなというのが、まあ、だから、これはこれで正しい事実として認識すべきなんだろうというふうに思います。

じゃあ一方で、全く査定をしないのかというのは、非常にこう、理屈がないんですけども、まあ多少の努力の余地を、お願いするみたいになっちゃうんですけども、理屈があって言っているのじゃなく、多少何かを考えるということもあるのかなというふうに思います。

が、一方で、松村先生が言うように、査定に理屈がないんじゃないかというご意見があるのも理解できるところで、非常に難しいんですが。

まあ、そうですね、余り極端でなく、努力の余地があるのかどうかを、ちょっと考えていただくというのものもあるのかなというふうに思うところです。

○安念委員長

中間案ね。

○秋池委員

はい。

○安念委員長

南先生、いかがですか。

○南委員

検証できるのかどうかに尽きるんですけど、結局、ボトム松村先生の案で、本当にこれ以上改善の余地がない、削減の余地はありませんとおっしゃっていただいていることの検証ができるの

かどうかだと思います。事務局を含めて、できるのかどうかわからないんですけども。

これは多分、山内先生も先ほど同じようなことを言ってたんですけど、結局これが本当に妥当な期間なのかどうかの確証を少なくとも持っていないというところがあるので、それを前提に、合理的に短縮できるならその分査定し、パンパンですねというのが確認できるなら、それはやむを得ないという判断も十分あるかというふうに思います。

○安念委員長

はいわかりました。

どうぞ。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

例えば、工程について、委員の先生に少し詳細な工程をお出しして、余地があるかないかと見ていただくことも可能かと思いますので、もし必要でございましたら、そういう資料をお出しします。

○安念委員長

わかりました。はい。じゃあ、ここで決めるのはあきらめましょう。

まず、無査定案、第1案。

第2案、3年平均、当初案。

その中間に、例えば3月1日をもうちょっと、3日、3日までおくれないう、あるいは119日をもうちょっと縮められないかということを、検討していただくのを、第3案。

本当に申しわけないが、ちょっと、とりあえずその案をつくっていただいて、もう一回、僕は平場で議論する必要はないと思います。もう論点ははっきりしていますので、ちょっと頭を冷やして、皆さん、私も含めて考えましょう。それで、電話とか、あるいは面接と、面談とか、ネットでもいいと思うので、案を見て決めませんか。どっかでは決めなきゃいけない。でも、もう、そのどっかにしか決めようがないんだから、そんなに迷うことはないと思います。

ちょっと作業していただいてもいいかな。

○山崎電力市場整備課長

はい。関西電力さんからも情報をいただきまして、委員の皆さんに提示をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○安念委員長

その他の点について、何かご発言いただくことはございませんか。

○南委員

その他というのは、全くほかでも。

○安念委員長

いいですよ。

○南委員

いいというか、その例の水力の問題、いわゆる電変の話は。

○安念委員長

ああ、電変の話、それはどうぞ、どうぞ、もちろん。

○南委員

電変の話、つまり、水力も電変の対象じゃないかという点については、一般的に考えればそのとおりかもしれないですけども、申請は原子力プラントの再稼働の遅延に伴うという話になっており、それを前提に第1回の議事録や、申請資料を見ていたところ、原発の再稼働遅延を前提に電変を適用していいのかどうかという議論をこの委員会で行い、いいんじゃないのという話から進んでいるということから考えると、原発の再稼働遅延に伴うことによるか、よらないかが判断の基準になるはずで、水力発電の計画外停止の増加が、自助努力が及ばない範囲かかどうかという点は、一般的にはそうかもしれないけれども、原発再稼働の遅延との因果関係がダイレクトだとは思えないという判断から、これはまあ法文とかいう話をされていましたが、今回の申請との関係では、とてもじゃないけれども、社会的経済的変動に該当しないと読まざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

それは、再エネもそうなのかと。先ほど議論があった、太陽光はちゃんと増やしているのに、それは認めて、風力や廃棄物利用は認めない、これはおかしくないかというのは一理あるかもしれない。それは、原発の再稼働の遅延と無関係だという点については一緒なんだけれども、再エネ全体を見ると、太陽光だけはいいとこどりして、そうじゃないのは捨てていいのかというところについての議論は残っているかもしれないと。ただ、一つの考え方としては、いや、できると言ったものは取り入れ、そうじゃないものは関係ありませんよという理屈は、法律家の頭としてはあり得ると。それが正しいかどうかはまた別の判断要素がある、そういうことかなと思います。

○安念委員長

そうそう。ええ。我々の業界のほうでは、自白したじゃん、という。自白って、罪を認めるという意味じゃないんですよ。自己に不利益な事実を承認するということを自白っていうんです。まあ、それはどうでもいいけれども。

○南委員

と思うので、水力については議論の余地がないんじゃないかなというふうに思っていて。

新エネについては、今のところの差し引きをするかどうかだけがポイントで残っていると、整

理したほうが効率的というか、じゃないかと。

○安念委員長

はい、わかりました。私も……梶川さん、どうぞ。

○梶川委員

すみません、私、例の修繕の話の意義の話に近いところもあるんですけども、もう一度ちょっと、申し上げたかった趣旨なんですけれども、もちろん、関電さんがおやりになられた経営行動は非常に最善のことで、原発が稼働されなかったということで、これは十分にわかっております。それから、これからやられる行動も関電さんとしては最善のことを行われているという大前提でございます。

ただ、一つですね、その本来もともと予定された修繕の行動を行われた場合に、もちろん高い電源のものから燃料を使われたりすると、もしかしたら燃料費が実績的には上がられているかもしれないと。ですから、経営行動としては非常に適切な修繕の延長なんですけど、基本的にその行動によって消費者の、要するに受益者のプライシングに関しては、結局その行動のいかんによってプライシングが動いてしまう、受益者の負担がふえてしまうと、ないしは減ると。そこに影響することというのは、少しその消費者側から考えますと、その最善の行動をされたことは前提なんですけど、それによって値段が動くということについて、私は少し違和感を感じるということで、結局、事業者の、事業者利潤になるか、消費者の負担になるかというところに関して、この制度の本来の電変の意義とあわせて考えないといけないのではないかと、そういう意味で申し上げたことです。

ですから、経営行動は当然なんですけど、この料金制度の中でその辺をどう考えたらいいかということでございます。総括原価という中で。

○安念委員長

わかりました。

ちょっと間違っていたらどなたからでも、関電さんからでも結構です、ちょっと訂正していただいて全然構わないんですが、揚水についてはやはり、その取引所で仮想的にということになりますが、置きかえるという操作をしてみるというのが大体ご意見の大勢であったように、私は認識いたしました。ただ、その場合、考慮しなければいけないのは、これは関電さんが既におっしゃっていたように、いや、もう我々はメリットオーダーを考えると、取引所取引を織り込める部分はその織り込んであるんだという、そのご説明と整合するものかどうかというのを、これ、ちょっと論理的に確かめなきゃいけないなと思います。

もう一つは、これは山内先生からご指摘のあったように、さて、相当量のボリュームのものを

とるわけだから、そこでいうところのその取引所価格というのが一体どのように形成されるのであろうかという点についての配慮が必要であるというご指摘だったと思いますので、この点についての留保がやはり必要ではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

何か。どうぞ。

○松村委員

既に取引所のシミュレーションを織り込んでいるということは、私は理解して言ったつもりであって、これは調整するとかっていう問題じゃない。つまり、だから取引所の価格の、最初の案はひょっとして取引所の価格の平均値で置きかえて、差分を全部査定することをもし考えていたとすれば、それは無理。シミュレーションでちゃんと取引所価格を参照してやっているわけだから、それより高い価格でないと調達は無理というところで、既に反映されていると思います。

それから、確認させて下さい。シミュレーションを確認したいのですが、一定以上をとると価格が何%か上がる、あるいは売るときには一定以上売ると価格が下がるとかということは全く考慮されていなくて、その日の価格で幾らでも売れて幾らでも買えるというシミュレーションだったのでしょうか。そうではなかったと認識していますが。

○安念委員長

この点は、いかがですか。今、答えていただくことは可能か。

関電さんから答えていただいたほうがいいのかな、むしろ。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

量が増えていけば、価格がそれに応じて一定の変動があるという前提で、シミュレーションをしています。

○松村委員

聞いて安心しました。前もそうやったはずですから。

したがって、山内さんがおっしゃったようなことは、既にシミュレーションの段階で考えられている。だから、市場で買えないとかっていうようなことも一定程度は既に織り込まれているということで、だから、査定の対象もその差分のところしか出てきていないので、その部分は既に当然に考えられている。

ただ、しつこいようですが、そういう想定のもとで取引所で買えなかったということを前提としているので、取引所平均価格よりは上乗せは必要。この上乗せをどれぐらいにするかだけが問題で、この点に関する議論はもう収束したと思います。

○安念委員長

はい、わかりました。整理していただきまして、ありがとうございます。

あと、残った論点で、水力と、それから新エネのことです。

関電さんの資料の19、20スライドですが、これ自体は電変の対象ではないと、私も思います。ただ、太陽光のほうは採用しておいて、それ以外は蹴り飛ばすというのはおかしいんじゃないかというのは、これは我々の良心の呵責の問題としては残っておりますから、これはちょっと整理をいたしましょう。

それから、他社購入の点ですが、これは多くの方から意見をいただいたわけじゃないけれど、私もやはり至近の実績値を置くということしか、ちょっとやりようがないんじゃないかなという気がします。これは、実際にとれるかどうかということでは、確かにその実証実験云々の話で相手のあることだから、それは何とも言えないというのは、それはそれでおっしゃるとおり、そのこと自体は全くおっしゃるとおりなんだけれど、料金の査定として、その、どうなるかわからんということを全部織り込んでしなければならないということには、どうもなりそうもないと、私も思います。

だから、まあ一応、至近の実績というふうに置いてみるのが、というか、いいというよりも、ちょっとほかにやりようがないなという気が私もしております。

ということで、一通り、一応の方向性は出したと思いますが、またこれが紙にしてみるとあれなんだよな。そうだったかなっていう気が、しちゃったりするもんですよね。

この先の作業はどうなりますかね。いろいろ何か口頭で、面倒くさいことをいろいろ言っちゃったけれども。

○山崎電力市場整備課長

事務局にて整理せよと、幾つかのご指示をいただきましたので、そちらをなるべく早目に整理しつつ、また、先ほど申し上げましたが、関西電力さんからも情報提供いただきながら、その別途、委員の先生方にご相談をするという場面も出てくるかもしれませんので、またよろしく願いいたします。

○安念委員長

じゃあ、特に石炭火力の定検の件は、また関電さんからもいろいろご説明資料をいただくことにいたしましょう。とりわけね。

じゃあ、これぐらいにしておきましょうか、今日は。

次の。

○山崎電力市場整備課長

はい。従いまして、そういった事務局にいただきました宿題も至急整理をいたしまして、日程のほうも、また別途調整をさせていただきまして、ホームページ等で公表させていただきたいと

思います。よろしくお願いします。

○安念委員長

長時間にわたってお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

——了——